

秋田県総合評価落札方式  
(建設工事)  
運用の手引き

令和5年8月  
秋 田 県

- 平成21年 7月 7日 制定
- 平成21年 7月14日 一部訂正
- 平成21年 7月27日 一部訂正
- 平成21年 9月 1日 一部改正
- 平成21年10月 1日 一部改正
- 平成22年 1月29日 一部改正
- 平成22年10月 1日 一部改正
- 平成23年 4月 1日 一部改正
- 平成23年 5月 1日 一部改正
- 平成23年 8月 1日 一部改正
- 平成24年 4月 1日 一部改正
- 平成24年12月 3日 一部改正
- 平成26年 4月 1日 一部改正
- 平成27年 4月 1日 一部改正
- 平成28年 4月 1日 一部改正
- 平成29年 4月 1日 一部改正
- 平成29年11月 1日 一部改正
- 平成30年 4月 1日 一部改正
- 令和 2年 4月 1日 一部改正
- 令和 3年 7月 1日 一部改正
- 令和 4年 7月 1日 一部改正
- 令和 4年11月 1日 一部改定
- 令和 5年 5月 1日 一部改定
- 令和 5年 8月 1日 一部改正

# 目 次

秋田県総合評価落札方式の試行について	1
適用時期・総合評価の型式	
低入価格調査制度との関係	2
評価方法	
価格評価点の配点・算定方法	
技術評価点の配点・算定方法及び評価基準・基準配点	3
実績等評価項目と配点	4
技術提案等の履行の確保	5
総合評価落札方式における技術者について	6
管内及びブロックエリアについて	7
記載内容に関する留意事項	
秋田県総合評価落札方式における専任補助者について	8
複数の技術者を申請する場合の記入する技術者選定フロー	9
履行状況の確認及び履行率の算定について	10
総合評価の実施手順について	16
評価に関する運用事項等	18
I 企業の評価	19
1. 企業の同種工事の施工実績	19
2. 企業の同格付工種における工事成績評定点	21
3. (I)企業の優良工事表彰	22
3. (II)企業の優良工事表彰	23
4. 企業の建設キャリアアップシステムへの取組	24
5-1. 主たる営業所の所在	28
5-2. 主たる営業所の所在	29
5-3. 主たる営業所の所在	30
6. 災害協定に基づく活動実績	31
7. 企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組	32
8. モデル工事等への取組	36
9. 企業の労働環境に関する姿勢	38
10. 企業の賃金水準向上に向けた取組	39
11. 主要材料の製造・施工の管理体制	42
12. 船舶の所有状況	44
13. 舗装機械の所有状況	45
14. 建物解体機械の所有状況	46
15. 公共土木施設の維持管理業務の実績	47
16. 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止	48
II 技術者等の評価	49
17. 若手又は女性技術者の育成	49
18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績	51
19. 配置予定技術者の工事成績評定点	53
20. 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組	55
21. 配置予定技術者の保有資格	57
22. 登録基幹技能者等の配置	60
巻末資料(提出が必要な確認根拠資料、様式及び別記様式)	64

# 秋田県総合評価落札方式の試行について

## 適用時期

上記改正の適用時期については、次のとおりです。

### ● 適用時期

令和5年8月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。

## 総合評価の型式

型式		技術特性	適用範囲
簡易型	I型	技術的工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するため、定量化された評価項目により評価を行う方式	・請負対応額が4千万円以上の工事
	II型	発注工事の性質や企業特性を踏まえ、同種工事の施工実績や工事成績、表彰等の実績に特化して評価を行う方式	・請負対応額が4千万円未満の「一般土木工事」「舗装工事」 ・格付B等級を対象
	企業チャレンジ型	新規参入企業や受注実績の少ない企業の受注機会拡大を図るため、工事成績や表彰等の評価を割愛した方式	・請負対応額が4千万円以上1億円未満の「一般土木工事」
施工計画型		工程管理や品質管理、安全対策等の特定テーマに関する「簡易な施工計画」を求めるほか、定量化された評価項目により評価を行う方式	・請負対応額が4千万円以上の工事
技術提案型		技術的な工夫の余地が大きい工事において、工事目的物の強度・耐久性やライフサイクルコスト、環境の維持等に関する技術提案を求めるほか、定量化された評価項目により評価を行う方式	・請負対応額が4千万円以上の工事

## 低入札価格調査制度との関係

総合評価を適用する場合は評価方式を問わず、すべて「低入札価格調査制度」を適用します。

また、「技術提案型」を適用する場合は、技術提案に伴う創意工夫を損なわないようにする観点から失格判断基準を適用しません。

## 評価方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、獲得した「総合評価点」の最も高い者が落札候補者です。

### ● 総合評価の評価方法

総合評価は入札に基づく「価格評価点」と価格以外の要素（実績等評価項目及び技術提案等評価項目に基づく技術評価点。以下、「技術評価点」という）を合計した「総合評価点」により総合的に判断します。

$$\text{総合評価点 (P)} = \text{価格評価点 (C)} + \text{技術評価点 (D)}$$

※各評価点は、小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止めで評価します。

## 価格評価点の配点

### ● 価格評価点の配点

価格評価点の配点（A）は、「100－技術評価点の配点（B）」です。

## 価格評価点の算定方法

### ● 価格評価点の算定方法

価格評価点（C）は、入札価格が「調査基準価格」未満の場合には係数（0.5）を乗じ、入札価格の低下に応じた低減措置を行うものとします。

※価格評価点（C）の算出で用いる「入札価格」、「予定価格」、「調査基準価格」は、全て税抜き価格。

（1）入札価格 ≥ 調査基準価格 の場合

$$\text{価格評価点 (C)} = \text{価格評価点の配点 (A)} \times \left( 1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

※入札価格が入札比較価格を超えた場合は、総合評価点と価格評価点を算出しません。

（2）入札価格 < 調査基準価格 の場合

$$\text{価格評価点 (C)} = \text{価格評価点の配点 (A)} \times \left( 1 - \frac{\text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} + 0.5 \times \frac{\text{調査基準価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

## 技術評価点の配点

### ● 技術評価点の配点（B）

技術評価点の配点（B）は、次の式により設定します。

簡易型： $B = B_1$

施工計画型： $B = B_1 + B_2$

技術提案型： $B = B_1 + ※B_2 + B_3$  ※ $B_2$ は必要に応じて設定します。

実績等評価項目の配点（ $B_1$ ）

請負対応額	配点
1億円未満	20点
1億円以上2億円未満	15点
2億円以上	10点

※請負対応額は目安。

簡易な施工計画の配点（ $B_2$ ）

設定項目数	配点
1項目	5点
2項目	10点

技術提案の配点（ $B_3$ ）

設定項目数	配点
1テーマ	10点

## 技術評価点の算定方法及び評価基準・基準配点

### ● 技術評価点の算定方法

技術評価点は、次の式により算定します。「実績等評価項目」は圧縮補正を行いますが、「簡易な施工計画」及び「技術提案」については、圧縮補正を行いません。

技術評価点（D）＝技術評価点（ $D_1$ ）＋技術評価点（ $D_2$ 、 $D_3$ ）

技術評価点（ $D_1$ ）＝実績等評価分に係る加算点× $\frac{\text{実績等評価分に係る配点}(B_1)}{\text{実績等評価分に係る基準配点の合計}}$

技術評価点（ $D_2$ ）＝簡易な施工計画に係る加算点

技術評価点（ $D_3$ ）＝技術提案に係る加算点

### ● 技術評価点の評価基準・基準配点

#### （1）実績等評価項目

評価基準・基準配点は、評価に関する運用事項等P.18～のとおりです。

なお、評価対象となる配置予定技術者については、入札参加申込申請期限の日以前に3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とし、確認申請書等の様式第3号に記載がない者は評価しないこととします（「17. 若手又は女性技術者の育成」において、「現場代理人への配置」を評価する場合を除く）。

#### （2）簡易な施工計画及び技術提案

評価基準・基準配点は、次のとおりです。

評価の視点	評価項目	評価基準	基準配点
簡易な 施工計画	<input type="checkbox"/> 工程管理に関する技術的所見	現場条件から工事実施にあたって特段の配慮が必要と考えられる場合（1～2項目を選択）	1項目 5点
	<input type="checkbox"/> 環境配慮に関する技術的所見		
	<input type="checkbox"/> 品質確保に関する技術的所見		
	<input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術的所見		
技術提案	<input type="checkbox"/> 総合コストの縮減	工事特性や現場条件を考慮し、技術提案により課題解決を求める場合（1項目を選択）	1項目 10点
	<input type="checkbox"/> 工事目的物の性能・機能の向上		
	<input type="checkbox"/> 社会的要請への対応		

※工事規模、工種等を勘案し、事業課との協議により配分変更も可能

# 実績等評価項目と配点

◎：必須項目、○：工種別設定評価項目、－：適用しない

評価項目	簡易型			配点 (最大)	
	I 型	II 型	企業チャレンジ型		
<b>I 企業の評価</b>					
1.	企業の同種工事の施工実績	◎	◎	◎	2.0点
2.	企業の同格付工種における工事成績評定点	◎	◎	－	3.0点
3.(I)	企業の優良工事表彰	◎	－	－	1.0点
3.(II)	企業の優良工事表彰	－	◎	－	1.0点
4.	企業の建設キャリアアップシステム (CCUS) への取組	○	○	○	1.0点
5.	主たる営業所の所在	○	－	○	2.0点
6.	災害協定に基づく活動実績	○	－	－	1.0点
7.	企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組				4.0点
	《評価項目①》女性技術者の在籍	◎	◎	◎	(1.0点)
	《評価項目②》過去1年間の新卒者又は離職者の雇用実績	◎	◎	◎	(1.0点)
	《評価項目③》ワークライフバランス企業認定等の取得	◎	◎	◎	(1.0点)
8.	《評価項目④》過去2年間の職業体験等の実施	◎	◎	◎	(1.0点)
	モデル工事等への取組	○	○	－	3.0点
	ICT活用工事の実施証明書の有無	○	○	－	(1.0点)
	週休2日制工事の実施証明書の有無	◎	◎	－	(1.0点)
9.	女性技術者活躍工事の実施証明書の有無	◎	◎	－	(1.0点)
	企業の労働環境に関する姿勢	◎	◎	◎	1.0点
10.	企業の賃金水準向上に向けた取組	◎	◎	◎	2.0点
11.	主要材料の製造・施工の管理体制 (コンクリート又はアスファルト)	○	－	○	2.0点
12.	船舶の所有状況	○	－	○	2.0点
13.	舗装機械の所有状況	○	－	－	2.0点
14.	建設解体機械の所有状況	○	－	－	2.0点
15.	公共土木施設の維持管理業務の実績	○	○	○	1.0点
16.	低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止	◎	◎	◎	0.0点
<b>II 技術者等の評価</b>					
17.	若手又は女性技術者の育成	◎	◎	◎	2.0点
18.	配置予定技術者の同種工事の施工実績	◎	◎	◎	2.0点
19.	配置予定技術者の工事成績評定点	◎	◎	◎	3.0点
20.	配置予定技術者の継続教育 (CPD) の取組	◎	－	◎	1.0点
21.	配置予定技術者の保有資格	○	－	○	2.0点
22.	登録基幹技能者等の配置	○	－	－	1.0点

※施工計画型、技術提案型は、案件毎に設定する。

## 技術提案等の履行の確保

総合評価において、当該評価項目を履行することを申請して落札した場合には、企業はその申請内容について履行義務を負うことになります。

### ● 技術提案等評価項目に関する履行義務

「簡易な施工計画」及び「技術提案」の場合に、提案内容が評価の加点対象とならない場合でも、法令や共通仕様書等に違反しない限りは、その提案内容はすべて契約事項となることに注意して下さい。

### ● 履行義務の確保

評価項目については、入札公告文、契約図書に明記するほか、請負者は契約後に提出する施工計画書等に具体的な履行内容を記載する必要があります。

また、履行状況を検証することは、「公正な競争の執行」と「契約内容の効用の確保」のため重要であることから、工事の監督及び検査に当たっては申請した履行内容が確保されているかの確認が重要となります。

提案内容とその履行状況及び効果

### ● ペナルティ等

請負者の責に帰すべき事由により履行義務項目の不履行が認められた場合、再度履行しなければなりません。ただし、履行義務項目の内容を満たす再度の履行が困難又は合理的でないと認められる場合、必要に応じて以下の措置を行うこととなります。

(別記様式6-1)

- 工事成績評定点の減点
- 契約金額の減額
- 損害賠償の請求
- 指名差し控え、指名停止

### ● 工事成績評定点の減点

請負者の責に帰すべき事由により履行義務項目の不履行が認められた場合、工事成績評定点は、その履行率に応じて次のとおり減点します。

評価項目	履行率	工事成績評定点の減点
技術提案等 (簡易な施工計画及び技術提案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行率が50未満</li> <li>・ 履行率が50%以上70%未満</li> <li>・ 履行率が70%以上80%未満</li> <li>・ 履行率が80%以上100%未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 10点</li> <li>- 8点</li> <li>- 5点</li> <li>- 3点</li> </ul>
4. 企業の建設キャリアアップシステムへの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行義務を果たしていると判断されない場合</li> </ul>	- 5点
1 1. 主要材料の製造・施工の管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行率が50%未満</li> <li>・ 履行率が50%以上70%未満</li> <li>・ 履行率が70%以上100%未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 5点</li> <li>- 3点</li> <li>- 1点</li> </ul>
2 2. 登録基幹技能者等の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行義務を果たしていると判断されない場合</li> </ul>	- 5点
配置技術者に変更が生じ落札時の能力評価点の履行が出来なくなった時 (やむを得ない事情の場合を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行状況に関わらず</li> </ul>	- 5点



## 総合評価落札方式における技術者について

### ● 技術者等の評価

評価対象となる配置予定技術者については、入札参加申込申請期限の日以前に3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とし、入札参加確認申請書等の様式第3号に記載がない者は評価しないこととします（「17. 若手又は女性技術者の育成」において、「現場代理人への配置」を評価する場合を除く）。

なお、上記雇用関係等の条件を満たす配置予定技術者を加点対象者としますが、条件を満たさない場合は、加点対象としません。

技術資料提出時において、配置予定技術者を特定できない等で、複数の技術者を申請する場合は、技術力（評価点の合計）の最も低い技術者を評価対象とします。

（様式に記入する対象技術者）

また、着手時において、評価対象となった技術者以外の技術者（入札参加確認申請書等の様式第3号に記載された者）を届出する場合は、評価対象となった技術者と技術力（評価点の合計）が同等以上であることを確認するため、配置する技術者に関する「総合評価に係る技術資料」を作成の上、再提出してください。

### ● 監理技術者等の途中交代（建設業法上の取扱い）

監理又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という）の施工途中での交代は原則として認められません。これが認められるのは、次に掲げる場合です。

- ① 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合
- ② 受注者の責によらない理由により長期の工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ③ 橋梁、ゲート、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ④ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ⑤ 当該工事が余裕期間設定工事の場合において、技術者が当該工事の工事着手日前に従事している建設工事の引渡しが不可抗力により遅延した場合

上記の場合により監理技術者等を途中交代する場合は、後任技術者が前任技術者と同等以上の資格及び経験を有すること等を条件とします。（平成16年3月31日付建管-3097「監理技術者等の工事現場における専任配置等について（通知）」の「6. 2）上記により途中交代を認める際の対応」による）

なお、監理技術者等の途中交代がなされた場合の施工経験は、当該工事に従事した期間の最も長い技術者のみ認めるものとします。

### ● 配置技術者の途中交代（総合評価における取扱い）

総合評価で配置する監理技術者等、若手又は女性技術者（以下、「若手技術者等」という）及び専任補助者については、建設業法上による取扱いと同様、原則として途中交代できません（若手技術者等を現場代理人に配置した場合も同様とします）。これが認められるのは、手引きP.6①～⑤の場合です。

手引きP.6①～⑤の場合により配置技術者を途中交代する場合は、後任技術者が前任技術者と同等以上の資格及び経験を有することに加え、後任技術者の総合評価による配置技術者の能力評価点（合計点）が、前任技術者の評価と比較し、同等以上であることを条件とします。ただし、やむを得ず同等以上となる技術者を配置できない場合は、受注者はその旨を発注者に対して証明しなければなりません（企業内の技術者毎の能力評価点や証明書類等による）。これにより配置技術者の途中交代が認められた場合は、工事成績評定点の減点は行いません。

## ● 配置技術者の総合評価における施工実績

配置技術者の途中交代がなされた場合の監理技術者等及び専任補助者としての過去の実績は、当該工事で従事期間が最も長い技術者のみ評価します（途中交代がなされ技術者が複数いる場合は従事期間が短いものは評価しません）。

## ● 監理技術者補佐（総合評価における取り扱い）

総合評価落札方式において、「監理技術者補佐」は、「監理技術者」と同様に取扱うものとします。

## ● 低入札価格調査を経て増員配置された技術者の施工実績

低入札価格調査を経て増員配置された技術者の施工実績については評価しないこととします。

## 管内及びブロックエリアについて

各評価項目において規定する管内及びブロックエリアとは以下のとおりとします。

県北ブロック：鹿角管内（鹿角市、小坂町）

北秋田管内（大館市、北秋田市、上小阿仁村）

山本管内（能代市、藤里町、三種町、八峰町）

県央ブロック：秋田管内（秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）

由利管内（由利本荘市、にかほ市）

県南ブロック：仙北管内（大仙市、仙北市、美郷町）

平鹿管内（横手市）

雄勝管内（湯沢市、羽後町、東成瀬村）

## 記載内容に関する留意事項

総合評価落札方式【建設工事】「実績等評価項目」様式（以下、「自己評価様式」という）において作成した自己評価点が、技術評価点の各評価項目の評価点の上限値となります。

入札公告文や本手引き等より、評価項目並びに評価基準を十分確認のうえ、遺漏のないよう留意して自己評価様式及び確認根拠資料を作成してください。

なお、次の評価項目において加點評価を受ける場合は、指定様式による証明書又は確認書を合わせて提出してください。

評価項目	提出様式
7. 企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組 《評価項目④》過去2年間の職業体験等の実施	職業体験等受入実施証明書 (別記様式1)
10. 企業の賃金水準の向上に向けた取組 ※税理士等の第三者の確認が必要な場合のみ	賃金引き上げに係る実績確認について (別記様式2)

簡易型においては、「入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高いもの」のみを審査するため、契約結果情報で公表された全ての評価点が審査後の結果ではありません

また、簡易型の入札者が1者であった場合、原則、技術資料の審査を省略していることから、契約結果情報で公表された評価点は審査後の結果ではありません。

(申請した内容を全て発注者が認めたと解釈しないこと)。

自己評価様式の提出が無い場合は、全ての評価内容の評価点を各基準配点の最低点とします（※配点にマイナス評価点がある項目は、最低点をマイナス評価点とします）。

また、自己評価様式に必要な記載がない項目については、評価点を当該項目の基準配点の最低点とします（※配点にマイナス評価点がある項目は、最低点をマイナス評価点とします）。

自己評価様式及び確認根拠資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合には、必要に応じ、工事成績評定点の減点、契約金額の減額、損害賠償、指名差し控えや指名停止等の措置を行うこととなります。

## 秋田県総合評価落札方式における専任補助者について

- ・若手技術者等を監理技術者等に配置する場合は、専任補助者を配置することができます。
- ・専任補助者は、当該工事の現場代理人を担当しながら、若手技術者等（監理技術者等）の指導及び補助を行い、監理技術者等の業務にも主体的に係わる者とし、施工計画書・打合せ簿等の書類にも専任補助者として記載し関与する。
- ・若手技術者等は監理技術者等と同様に取扱い、原則途中変更は認めません。
- ・共同企業体が、若手技術者等と専任補助者を配置するときは、同一の構成員から配置するものとします。
- ・専任補助者を配置した場合は、工事実績情報システム（以下、「コリンズ」という）登録の際に、若手技術者等を「監理技術者」又は「主任技術者」、専任補助者を「現場代理人」と登録するほか、工事概要の欄に「秋田県総合評価落札方式専任補助者○●■（氏名）」を入力し登録してください。
- ・専任補助者を配置した場合は、技術者の専任届、施工計画書に「現場代理人」と「専任補助者」を併記し配置を明確にしてください。
- ・若手技術者等と専任補助者を配置した場合は、監理技術者等にかわり、専任補助者を総合評価の評価対象者（配置予定技術者）として評価します。

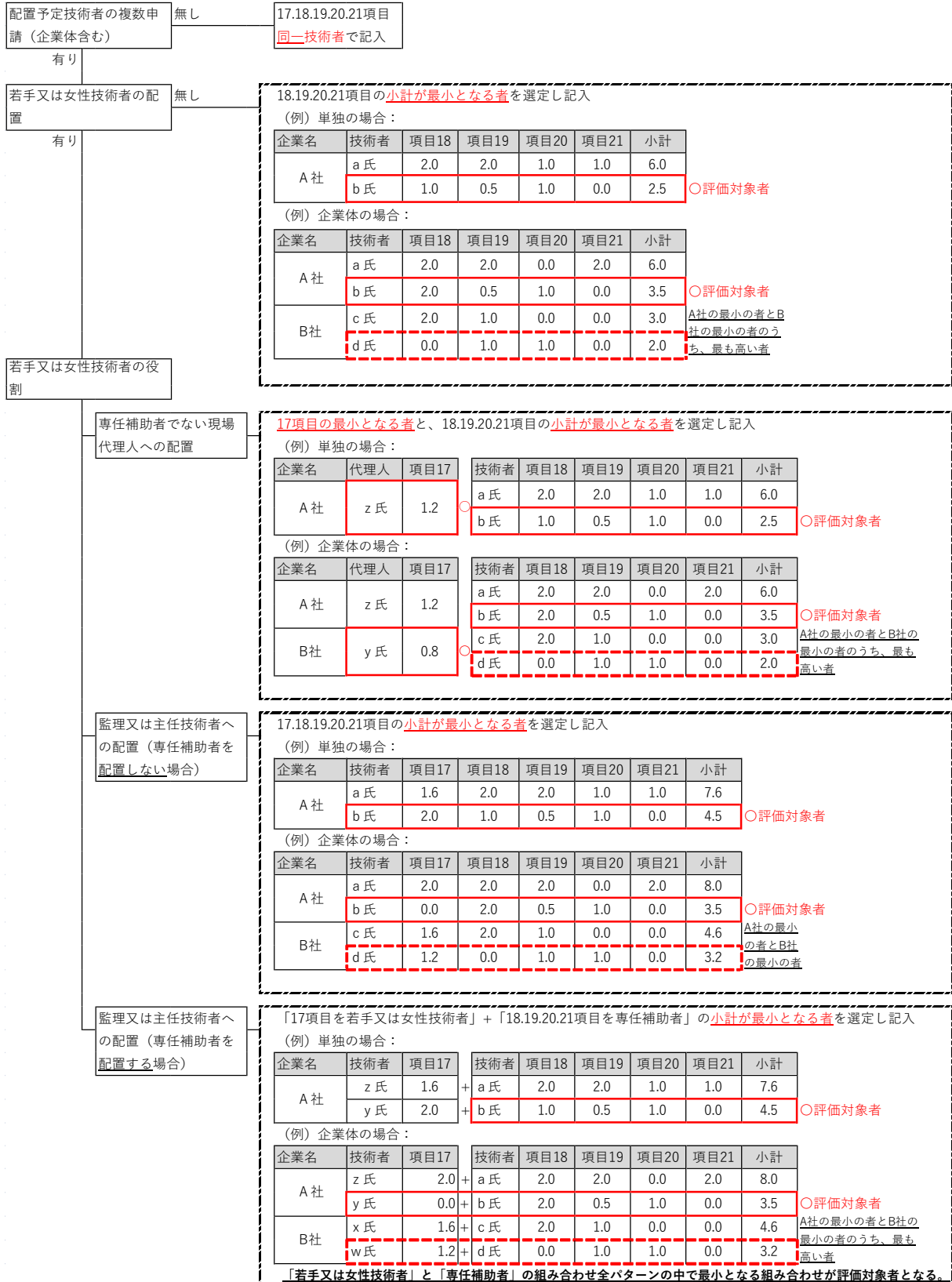
### 【評価対象項目】

18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績
19. 配置予定技術者の工事成績評定点
20. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組
21. 配置予定技術者の保有資格

○複数の技術者を申請する場合の記入する技術者選定フロー

【対象評価項目】

- 17. 若手又は女性技術者の育成
- 18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績
- 19. 配置予定技術者の工事成績評定点
- 20. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組
- 21. 配置予定技術者の保有資格



- **履行状況の確認及び履行率の算定について**  
履行状況の確認及び履行率の算定は、次の様式で行います。

秋田県総合評価落札方式

## 履 行 確 認 様 式

### 【実績等評価項目】

- 4. 企業の建設キャリアアップシステムへの取組
- 11. 主要材料の製造・施工の管理体制(コンクリートプラント)
- 11. 主要材料の製造・施工の管理体制(アスファルトプラント)
- 22. 登録基幹技能者等の配置

### 【技術提案等評価項目】

技術提案及び簡易な施工計画

建設部技術管理課

## 総合評価落札方式における履行状況の確認

### 【実績等評価項目】 4. 企業の建設キャリアアップシステム(CCUS)への取組

**判定基準** 当該工事において、企業の建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を申告している企業が、工事完成前までに以下の資料を提出しているかを確認する。

- ① 下請負企業の事業者登録が確認できる資料
- ② 就業履歴一覧表の写し(技能者名が確認できること)
- ③ カードリーダーの設置状況の写真

#### ○建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用状況

① 「下請負企業の事業者登録が確認できる資料」

(注)確認が出来た場合は、□に"レ"を記入すること。  
なお、下請負企業がない場合は確認対象外。

② 「就業履歴一覧表の写し(技能者名が確認できること)」

(注)確認が出来た場合は、□に"レ"を記入すること。  
受注者及び下請負企業に属する技能者を対象とし、確認すること。  
(下請負契約を行わない場合は受注者のみ確認)

③ 「カードリーダーの設置状況写真」

(注)確認が出来た場合は、□に"レ"を記入すること。  
当該工事の現場事務所等に設置されている状況を確認すること。

※「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、元請け企業(受注者)としてCCUSに事業者登録を行い、当該工事現場IDを取得し、当該現場情報等を登録できる建設キャリアアップシステムカードのカードリーダーを現場に設置し、技能者の就業履歴等を蓄積することをいう。

#### ○履行義務の確保状況

判定

○ or ×

## 総合評価落札方式における履行状況の確認

コンクリートプラント用

【実績等評価項目】 11. 主要材料の製造・施工の管理体制(コンクリートプラント)

※あくまでも記載例であり、実情に応じて適宜修正して使用すること

**判定基準** A: 履行状況が確認できる(2ポイント) B: 記録の不備・不足により一部の履行状況が確認できない(1ポイント)

C: 履行状況が確認できない若しくは履行していない(0ポイント) D: 該当しない場合

(各段階における履行申請内容及び判定基準等を記入の上、判定欄でボタンをチェックする)

段階(工程・レベル)	製造管理者: プラント側技術者	受入技術者: 主任(監理)技術者	判定基準等
1 配合設計	施工現場における要求性能を満足する配合計画を企画し、配合設計を実施しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	配合計画や配合設計に参画し、内容を確認しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・現場の構造特性や施工条件と適合した配合計画及び配合設計
2 材料	セメント、水、骨材、混和剤等の品質確認、受け入れ時検査を実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	適宜製造責任者が実施する検査へ臨場し、打設日毎に骨材の外観状況を確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・凍結した骨材はそのまま使用しない ・品質が基準に適合しない材料は使用しない
3 製造設備	材料の貯蔵設備、計量設備、ミキサ等の検査を各基準に基づき実施しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	適宜製造責任者が実施する検査に臨場し、確認しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・精度、公差の確認を行い、不具合部は修繕等是正を行う ・適合しない場合については再検査を行い、適合を確認するまで使用しない
4 製造	スランプ、容積、異物について適宜検査を行い、打設日毎に製造状態を目視で確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	適宜製造工程中の品質検査へ臨場し、打設日毎に製造状態を目視で確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・混合状態を確認し、品質に異常がある場合は製造を一時中断し、改善等是正を行う
5 出荷性能	打設能力に応じた出荷計画を企画及び実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	打設日毎に打設能力に適合した出荷ピッチであることを確認しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・施工量に応じて適宜、出荷ピッチを変更する
6 運搬	外気温(天候・風等)に応じた適切な運搬計画を立てているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	外気温(天候・風等)に応じて製造技術者と適宜協議するとともに、運搬時間等を記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・製造から打設完了までの時間を90分以内とし、これを越えた場合は廃棄処分とする
7 受入性能	※1) 現場受入時に品質検査を実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	現場受入時検査に臨場し、品質を確認している記録があるか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・品質性能の何れか一つでも適合しない場合は全量返品する ・状態が著しく変化し、施工に支障を来すと判断した場合は返品する
8 型枠・補強材(鉄筋等)	受入技術者に鉄筋の品質劣化、型枠・支保工が与える影響、取外し時期等について助言・指導しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	※2) 製造管理者から助言・指導を受けた内容について実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D	・鉄筋の錆や異物の付着による品質への影響、目視・計測による確認 ・荷重、側圧による型枠・支保工の施工、型枠・支保工の取り外し時期等 ・不具合または基準値を満足しない場合は手直し修正する
9 打込み・締固め	圧送・打込方法、打込み速度・高さ、コンクリート温度、締固め等について記録しているか。また必要に応じて、受入技術者に助言・指導しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	※2) 製造管理者から助言・指導を受けた場合、その内容について実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D	・計測の結果、計画を逸脱している場合は是正する
10 養生	気象条件や現場特性に応じた適切な養生について記録しているか。また、必要に応じて受入技術者に助言・指導しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	※2) 製造管理者から助言・指導を受けた場合、その内容について実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D	・必要に応じて受入時に解体用検体を採取し、圧縮強度試験を行い、基準強度以上で解体する
履行率の算定	実履行ポイント数=20	実履行ポイント数=20	総履行ポイント数=40
	※ 履行率=40/40= 100.0%		<b>履行率が100%に満たない場合は減点対象</b>

※1) 請負者からの委託により受入検査を行う場合、請負者が自ら行う場合は、「受入技術者」側で評価する。

※2) 「製造管理者」側からの助言・指導等がない場合は評価項目から除外する

## 総合評価落札方式における履行状況の確認

### アスファルトプラント用

【実績等評価項目】 11. 主要材料の製造・施工の管理体制(アスファルトプラント)

※あくまでも記載例であり、実情に応じて適宜修正して使用すること

※秋田県アスファルト混合物事前照査制度の認定を受けている場合には、一部省略可能

**判定基準** A: 履行状況が確認できる(2ポイント) B: 記録の不備・不足により一部の履行状況が確認できない(1ポイント)

C: 履行状況が確認できない若しくは履行していない(0ポイント)

(各段階における履行申請内容及び判定基準等を記入の上、判定欄でボタンをチェックする)

段階(工程・レベル)	製造管理者: プラント側技術者	受入技術者: 主任(監理)技術者	判定基準等
1 配合設計	施工現場における要求性能を満足する配合計画を企画し、配合設計を実施しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	配合計画や配合設計に参画し、内容を確認しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・現場の構造特性や施工条件と適合した配合計画及び配合設計 ・溶融スラグを用いた混合物を使用する場合には「秋田県溶融スラグ使用基準」に適合していること
2 材料	バインダー、骨材、添加材等の品質確認、受け入れ時検査を実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	適宜製造責任者が実施する検査へ臨場し、舗設日毎に骨材の外観状況を確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・品質が基準に適合しない材料は使用しない
3 製造設備	材料の貯蔵設備、計量設備、ミキサ等の検査を各基準に基づき実施しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	適宜製造責任者が実施する検査に臨場し、確認しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・精度、公差の確認を行い、不具合部は修繕等は正を行う ・適合しない場合については再検査を行い、適合を確認するまで使用しない
4 製造	舗設日毎に製造状態を目視で確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	舗設日毎に製造状態を目視で確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・混合状態を確認し、品質に異常がある場合は製造を一時中断し、改善等は正を行う
5 出荷性能	舗設日毎に合材の外観、出荷温度等を確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	舗設日毎に合材の外観、出荷温度等を確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・出荷目標温度 $0^{\circ}\text{C} \pm \Delta^{\circ}\text{C}$ ・出荷停止基準 $0^{\circ}\text{C} \pm \Delta^{\circ}\text{C}$
6 運搬	外気温(天候・風等)に応じた適切な運搬計画を立てているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	外気温(天候・風等)に応じて製造技術者と適宜協議するとともに、運搬時間等を記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・温度低下防止のためシートで覆うものとし、これを行っていない場合には返品する ・荷下ろし待ち時間及び到着待ち時間が長くなる場合は運搬車両台数を調整する
7 受入性能	現場受入時に到着温度を確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	現場受入時に臨場し、到着温度を確認している記録があるか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・到着目標温度 $0^{\circ}\text{C} \pm \Delta^{\circ}\text{C}$ ・返品基準温度 $0^{\circ}\text{C} \pm \Delta^{\circ}\text{C}$ ・温度低下が著しい場合には直ちにプラントに連絡し、出荷温度の調整と温度低下防止のシートを二重にする
8 敷均し・締固め	受入技術者に敷均し方法、舗設方法、締固め方法等に助言・指導し、記録しているか。 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	製造管理者から助言・指導を受けた内容について実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・敷均し目標温度 $0^{\circ}\text{C} \pm \Delta^{\circ}\text{C}$ ・締固め目標温度 $0^{\circ}\text{C} \pm \Delta^{\circ}\text{C}$
9 交通解放	受入技術者に気象条件や現場特性に応じた適切な交通解放について、助言・指導し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	製造管理者から助言・指導を受けた内容について実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・交通解放温度 $0^{\circ}\text{C}$ 以下
履行率の算定	実履行ポイント数=18 ※ 履行率 = $36 / 36 = 100.0\%$	実履行ポイント数=18	総履行ポイント数=36 履行率が100%に満たない場合は減点対象



## 総合評価方式における履行状況の確認

【実績等評価項目】 22. 登録基幹技能者等の配置

**判定基準** 登録基幹技能者等を配置する作業内容、従事期間などについては、工事案件毎に条件が異なり一律に規定することが困難なことから、各発注機関において以下のような観点から、配置や当該作業に関与しているかの適正性を総合的に判断する。

1. 施工計画書に登録基幹技能者等の情報が記載されている。

(施工計画書からこの様式に転記し、施工計画書に添付された修了証・合格証書、健康保険被保険者証等の写しにより確認する)

氏名	所属 (会社名)	種 目	修了証番号又は 合格証書番号	修了(証書)年月日
〇〇 〇〇	〇〇組	登録〇〇基幹技能者		令和〇〇年〇月〇日
〇〇 〇〇	〇〇組	〇〇技能士 (〇〇作業)		令和〇〇年〇月〇日

※登録基幹技能者の場合、修了証の修了年月日は確認申請期限の日から5年以内のものでなければならず、工期内に更新期限を迎える場合、期限内に更新し、更新後の修了証の写し及び関係事項を変更した施工計画書を監督職員に提出させて更新を確認する。

2. 提出された書類や現地確認により、  
施工計画書に記載された登録基幹技能者等の従事を確認できる。

確認した書類等の種類	確認書類等の例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全日誌、日報など</li> <li>・連絡調整文書</li> <li>・現地での確認</li> <li>・作業手順書への押印</li> <li>・指示書</li> <li>・従事状況写真</li> </ul>

※1 登録基幹技能者等は常駐義務がないため、現地確認の際に不在であったから履行義務を果たしていないとはならない。その場合は、別の書類等で従事の状況を確認すること。

※2 確認書類等は登録基幹技能者等の立場により異なるため、例示した書類のいずれかで従事、関与が確認できればよい。

3. 以上を総合し、履行義務を果たしているといえる。

判定	○ or ×
----	--------

### 総合評価方式における履行状況の確認

【技術提案等評価項目】

【評価形式】  技術提案型     施工計画型

【審査事項】

●提案項目数に係る評価項目の履行状況

評価内容					当初契約時の獲得点	
評価項目・基準	申請時点		履行時点			
	提案	施工計画書	施工中	完成時	履行状況	
					—	
					—	
					—	
					—	
合 計	0項目	0項目	0項目	0項目	0項目	

$$\begin{aligned} \text{○履行率} &= \text{履行時点で確認された評価項目数} / \text{技術資料申請時点で提案された評価項目数} \\ &= 0\text{項目} / 0\text{項目} = 0.0\% \end{aligned}$$

●提案値に係る評価項目の履行状況

評価内容					当初契約時の獲得点	
評価項目・基準	技術配点	契約時点		履行時点		
		提案	評価点	実績	評価点	
	以上				未満	
	以上				未満	
	以上				未満	

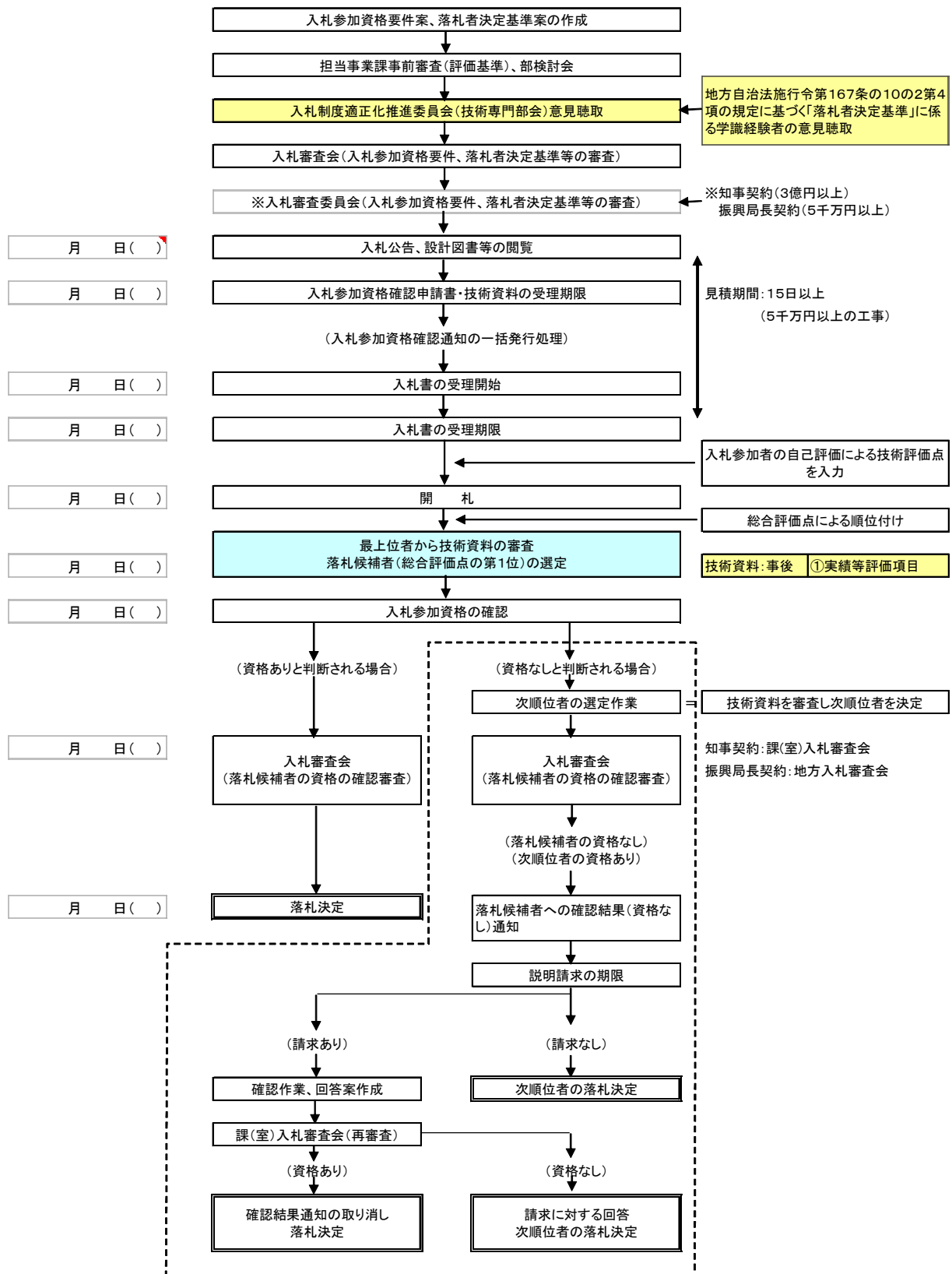
$$\begin{aligned} \text{○履行率} &= \text{履行結果に基づき再計算した評価点} / \text{当初契約時点で得ている評価点} \\ &= 0.0 / 0.0 = 0.0\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{●総合履行率} &= \frac{(\sum \text{提案項目数に係る履行率} \times \text{当初獲得点}) + (\sum \text{提案値に係る履行率} \times \text{当初獲得点})}{\sum \text{当初契約時点で得ている技術評価点}} \\ &= \frac{0.0000 + 0.0000}{0.0} = \text{履行率が100\%に満たない場合は減点対象} \end{aligned}$$

## ● 総合評価の実施手順について

総合評価落札方式審査手続き等の概要は以下のとおりです。

### 総合評価落札方式・条件付き一般競争入札実施フロー（簡易型）





## 評価に関する運用事項等

### 運用事項等に関する表示の説明について

標準：下記工事を除く工事に適用する評価項目  
法面：法面工事に限定した評価項目  
建築：建築工事（建築工事一式、設備工事）に限定した評価項目

◎：必須項目、○：工種別設定評価項目、－：適用しない

履行義務：履行義務評価項目（履行することを申請して加点評価となり、落札した場合には申請内容の履行義務を負う評価項目。不履行の場合にはペナルティの対象となる）

## I 企業の評価

標準：◎ 法面：◎ 建築：◎

### 1. 企業の同種工事の施工実績

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去15年間の同種工事 又は類似工事の 施工実績	a. 同種工事の施工実績がある	2.0	2.0
	b. 類似工事の施工実績がある	1.0	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：企業が有する過去15年間における同種工事又は類似工事に関する施工実績を評価する。

#### 評価に関する運用事項

- ①「過去15年間」とは、直前15カ年度及び技術資料提出期限日までをいい、期間内に工事完成年月日が含まれる元請工事を評価対象とする。
- ②同種工事については、入札公告文に定義する。類似工事については、必要に応じて設定できるものとし、設定する場合は入札公告文に定義する。
- ③実績の規模を問わない。ただし、工種特性により発注者が必要と判断する場合は規模要件を設定する（新技術や特殊工法、施工頻度が少ない工種など）。
- ④国（独立行政法人を含む）、都道府県（地方独立行政法人、事業団を含む）、市区町村（地方独立行政法人、事業団を含む）、公益民間企業の発注した工事を評価対象とする。  
※「公益民間企業」とは、電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道会社、石油備蓄会社、（東・中・西）日本高速道路株式会社、（首都・阪神・本州四国連絡）高速道路株式会社、日本郵政グループ、空港会社、道路会社、株式会社高速道路総合技術研究所、その他公益企業第3セクター、PFI事業者を指す。
- ⑤共同企業体としての過去の施工実績は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。
- ⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価の対象とし、共同企業体全体として評価基準を満たしていればよい。
- ⑦企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の施工実績についても評価対象とする。  
同種及び類似工事は下記基準により設定する（配置予定技術者の施工実績も同様）。

	技術力の判断基準	同種工事 記載例	類似工事 記載例
基準1	工事内容で判断するのが適当なもの	〇〇工の施工実績があるもの	△△工の施工実績があるもの （同種工事ではないが有意なもの、又は共通性があるもの）
基準2	工種数で判断するのが適当なもの	〇〇工及び△△工 （当該工事の主な工種の両方を含む）	〇〇工又は△△工 （当該工事の主な工種のいずれかを含む）
基準3	工事規模で判断するのが適当なもの	〇〇工の施工実績が〇〇単位以上 （当該工事規模程度）	〇〇工の施工実績が△△単位以上 （当該工事の1/2規模程度）

#### 技術資料作成時の留意事項

- ① 施工実績は、同種工事又は類似工事に該当する代表的なものを1件記載する。
- ② 共同企業体の結成を要件とする場合は、共同企業体全体として、同種工事又は類似工事に該当する代表的なものを1件記載する。
- ③ 確認根拠書類としてコリンズの写しを添付する。  
登録されていない工事を記載する場合は、請負契約書の写し及びその工事内容が分かる資料（設計図書等の写し）と検査結果通知書等で工事完成年月日が確認できる資料の写しを添付する。
- ④ 共同企業体で施工したコリンズに登録されていない工事については、共同企業体協定書の写しを添付する。
- ⑤ 合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写し及び官報（合併の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

## 2. 企業の同格付工種における工事成績評定点

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去1年間の同格付工種の工事成績評定点の平均点	a. 85点以上	3.0	3.0
	b. 84点以上 85点未満	2.5	
	c. 83点以上 84点未満	2.0	
	d. 82点以上 83点未満	1.5	
	e. 81点以上 82点未満	1.0	
	f. 80点以上 81点未満	0.5	
	g. 65点以上 80点未満 (評価点を有しない場合も含む)	0.0	
	h. 65点未満 (マイナス評価)	-1.0	

評価のポイント：企業が有する過去1年間の「同格付工種」に関する工事成績評定点を評価する。

### 評価に関する運用事項

- ①「過去1年間」とは、次のとおりとする。  
入札公告日が、  
R5. 7月～R6. 6月 → R4年度の工事成績評定点を評価  
R6. 7月～R7. 6月 → R5年度の工事成績評定点を評価
- ②評価の対象は、当該工事と同じ格付工種（秋田県で格付を行う15工種）とする。但し、工事特性に応じて同種工事に限定することも可能とする。
- ③過去1年間の実績を標準とするが、工事成績評定件数が少ないと発注者が判断する場合は実績期間を拡大し、入札公告文に明示する。
- ④①に該当する工事成績評定点の平均点（小数点以下第2位を切り捨て）を算定し、評価する。
- ⑤共同企業体として施工した過去の工事の工事成績評定点は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。
- ⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、対象とする期間内における代表者及び構成員の工事成績評定点の総和を対象総工事件数で除した値とする。（共同企業体として施工した過去の工事は、代表者及び構成員にかかわらず、それぞれ各1件とし、工事成績評定点の総和と対象総工事件数により平均点を算定する。）  
例）  

代表者	60点、70点、80点	計210点
構成員A	70点、70点、80点	計220点
構成員B	工事成績評定点無し	計0点
対象総工事件数	6件	合計430点
平均点	= 430 / 6 = 71.67 → 71.6点	
- ⑦企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の評定点についても評価対象とする。

### 技術資料作成時の留意事項

- ①評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写し及び官報（合併の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。



### 3. (I) 企業の優良工事表彰

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去2年間の 秋田県優良工事表彰 の有無	a. 表彰の実績有り	1.0	1.0
	b. 表彰の実績無し	0.0	

評価のポイント：企業が過去2年間に受賞した秋田県優良工事表彰の実績を評価する（同格付工種に限る）。

#### 評価に関する運用事項

- ①「過去2年間」とは、直前2カ年度及び技術資料提出期限日までをいい、期間内に秋田県優良工事表彰を受賞した工事を評価対象とする。
- ②秋田県優良工事表彰は、「知事表彰」を評価対象とし、「地域振興局長表彰」は、評価対象としない。
- ③共同企業体として表彰を受けた過去の実績については、代表者及び構成員の別、出資比率を問わず評価の対象とする。
- ④共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価の対象とする。
- ⑤評価の対象は当該工事と同じ格付工種（秋田県で格付を行う15工種）とする。

例)

入札に付す工事	受賞工事		判定
	発注機関	工種	
一般土木工事	秋田県〇〇地域振興局	法面工事	不可
法面工事	秋田県〇〇地域振興局	法面工事	可

- ⑥企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の受賞実績についても評価対象とする。

#### 技術資料作成時の留意事項

- ①確認根拠書類として「表彰状」の写しを添付する。
- ②評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写し及び官報（合併の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

### 3. (Ⅱ) 企業の優良工事表彰

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去2年間の 秋田県優良工事の表 彰実績の有無	a. 優良工事表彰の実績有り	1.0	1.0
	b. 優良工事地域振興局長表彰の実績有り	0.5	
	b. 表彰の実績無し	0.0	

評価のポイント：企業が過去2年間に受賞した秋田県優良工事の表彰実績を評価する

#### 評価に関する運用事項

- ①「過去2年間」とは、直前2カ年度及び技術資料提出期限日までをいい、期間内に秋田県優良工事表彰（以下、知事表彰）又は秋田県優良工事地域振興局長表彰（以下、局長表彰）のいずれかを受賞した工事を評価対象とする。
- ②共同企業体として表彰を受けた過去の実績については、代表者及び構成員の別、出資比率を問わず評価の対象とする。
- ③共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価の対象とする。
- ④知事表彰の評価対象は当該工事と同じ格付工種（秋田県で格付を行う15工種）とする。

例)	入札に付す工事	受賞工事		判定
		発注機関	工種	
	一般土木工事	秋田県〇〇地域振興局	舗装工事	不可
	舗装工事	秋田県〇〇地域振興局	舗装工事	可

- ⑤局長表彰の評価対象は格付工種を問わない。

例)	入札に付す工事	受賞工事		判定
		発注機関	工種	
	一般土木工事	秋田県〇〇地域振興局	舗装工事	可
	舗装工事	秋田県〇〇地域振興局	一般土木工事	可

- ⑥企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の受賞実績についても評価対象とする。

#### 技術資料作成時の留意事項

- ①確認根拠書類として「表彰状」の写しを添付する。
- ②評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写し及び官報（合併の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

4. 企業の建設キャリアアップシステムへの取組

評価内容	評価基準	基準配点	得点
企業におけるCCUS事業者登録の有無	a. 「事業者登録」有り	0.5	1.0
	b. 「事業者登録」無し（未導入）	0.0	
当該工事におけるCCUS活用の有無	a. 「活用の申告」有り	0.5	
	b. 「活用の申告」無し	0.0	

評価のポイント：企業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）への取組について評価する。

**評価に関する運用事項**

●本評価項目は、「工種別設定評価項目」であり、「予定価格6千万円以上の一般土木工事」及び「他の格付工種」の場合に設定する。  
（6千万円未満の一般土木工事は選択対象外）

●企業におけるCCUS事業者登録について

①技術資料提出期限日までに、受注者がCCUSに事業者登録済みであるものを評価対象とする。

②共同企業体の結成を要件とする場合は、技術資料提出期限までに全ての構成員の事業者登録の有無を評価対象とする。

③一般財団法人建設業振興基金によって運営がなされているCCUSホームページの登録事業者検索（[https://www.mobile.ccus.jp/#/open\\_jigyousya\\_search](https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search)）に事業者登録が反映されている受注者を評価対象とする。

●当該工事におけるCCUS活用について

④企業がCCUSに事業者登録を完了し、次のいずれかにおいて、当該現場で活用することを申告した場合に評価する。

なお、受注者が、技術資料提出期限日までに事業者登録がなされていない場合は評価しない。

(1) 下請負契約を締結する場合	建設現場にカードリーダーを設置し、受注者及び下請企業が、CCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する。
(2) 下請負契約を締結しない場合	建設現場にカードリーダーを設置し、受注者がCCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する

⑤受注者は、工事着手前にCCUSを活用することについて、監督員と協議し、実施内容について記載した資料を提出する。

⑥受注者は、下請企業とその技能者に対し、CCUSを説明し、書面にて登録を要請するものとする。（契約後に、下請契約を追加することとなった場合であっても、要請の対象とする。）

⑦CCUS活用の申告は契約事項として取扱い、受注者は工事完成前に、次の資料を監督員に提出し、履行状況の確認を受けるものとする。

- ・「下請企業の事業者登録が確認できる資料」
- ・「就業履歴一覧等の写し（技能者名が確認できること）」
- ・「カードリーダーの設置状況写真」

⑧当該評価項目で加点対象となり履行がなされなかった場合は、ペナルティ等の対象とする。（工事成績評定点は5点減点）

ただし、下請企業とその技能者が、受注者の責によらない事由により、登録しない又

は登録申請中のため活用することが困難な場合は、監督員に対して経緯と併せてその理由を書面にて報告し、発注者の承諾を得た場合は、その限りではない。  
 ※履行がなされなかった場合とは、「カードリーダーが設置されなかった」、「受注者及び下請企業に属する技能者の就業履歴が確認できない（下請負契約を行わない場合は、受注者のみ）」ことをいう。ただし、利用回数は問わない。

**技術資料作成時の留意事項**

- ①確認根拠書類として、「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」の写し、「事業者登録完了メール」の写し、又は「CCUSの事業者情報登録画面」の写しのいずれかを添付する。
- ②活用の申告において、事前に下請企業の事業者登録等の状況を確認する必要は無い。

〇CCUS事業者登録完了のお知らせ（はがき）



【事業者登録はがき（中身）】

2021年4月4日

一般財団法人 建設業振興基金  
 建設キャリアアップシステム事業本部

**建設キャリアアップシステム**  
 事業者情報登録完了のお知らせ

このたびは建設キャリアアップシステムに登録申請いただきありがとうございます。  
 下記の事業者情報の登録が完了しましたのでお知らせします。

事業者ID	■■■■■■■■■■22	} 黒塗り等で消去
事業者名	■■■■■■■■■■	
管理者ID（登録責任者）	■■■■■■■■■■	
初期パスワード (初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。ご注意ください。)	■■■■■■■■■■	
セキュリティコード	■■■■■■■■■■	
ログインURL	https://www.mobile.ccus.jp/	



# OCCUS 就業履歴一覧表の写し (例)

帳票No.	2-4
帳票名	就業履歴一覧(月別カレンダー)
対象期間	2021/08
出力日時	2022/06/01 12:42:14
出力者の氏名	佐藤 浩二
出力者のID	67255841776322
出力者区分	現場管理者

※1 就業履歴と就業日について

・就業履歴は、登録された数を計上する。(1暦日に複数登録された場合は、その複数数を計上する。)

・現場単位での就業履歴は、就業履歴がある暦日を1として登録することを基本とするが、元請事業者の承認があれば加  
・就業日は、就業履歴がある暦日を1として計上する。

※2 登録方法の凡例

IC : ICカード読み取りによるシステム入力

直接 : 直接入力

所属事業者						技能者				
事業者ID	事業者名	法人・個人区分	技能者の所属事業者と異なる場合	建設業退職金共済制度	中小企業退職金共済制度	技能者ID	技能者名	技能者名フリガナ	技能レベル	注
				加入状況	加入状況					
36183251204922	(株)黒坂鉄鋼	法人	-	有	有	20899032885621	青山 一郎	アオヤマ イチロウ	1(白)	
-	-	-	○	無	無	99015354297721	青山 三郎	アオヤマ サブロー	1(白)	
36183251204922	(株)黒坂鉄鋼	法人	-	有	有	84153239019921	青山 二郎	アオヤマ ジロウ	1(白)	
24345871188822	(株)北原建設	法人	-	有	無	48578561936121	AKAN	アカン	1(白)	注
-	-	-	○	有	無	89632024747721	鈴木 一郎	スズキ イチロウ	1(白)	
-	-	-	○	無	無	53042083198021	大空 翼	オオソラ ツバサ	1(白)	
49763012980022	伊賀忍者工務店	個人	-	有	有	98746065895221	如月 亜美	キサラギ アミ	1(白)	
24345871188822	(株)北原建設	法人	-	無	無	43912460778521	佐藤 浩二	サトウ コウジ	1(白)	その
49763012980022	伊賀忍者工務店	個人	-	有	有	84458124088221	関口 翼	セキグチ ツバサ	4(金)	その*
61296511955922	竹澤工業	個人	-	有	有	60569468274521	仲田 三郎	ナカタ サブロー	1(白)	
61296511955922	竹澤工業	個人	-	有	有	56560421510921	仲田 四郎	ナカタ シロウ	1(白)	注*

取 有	就業履歴数※1			2021/08の登録※2									
	計上・非計上	現場登録済		現場未登録 (非計上)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		元請承認済 (計上)	元請未承認 (非計上)		日	月	火	水	木	金	土	日	月
	計上	18	-	-	-	IC	IC	IC	IC	IC	-	-	-
	非計上	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計上	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	非計上	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計上	18	-	-	-	IC	IC	IC	IC	IC	-	-	-
	非計上	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計上	18	-	-	-	IC	IC	IC	IC	IC	-	-	-
	非計上	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計上	18	-	-	-	IC	IC	IC	IC	IC	-	-	-
	非計上	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計上	18	-	-	-	IC	IC	IC	IC	IC	-	-	-
	非計上	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計上	18	-	-	-	IC	IC	IC	IC	IC	-	-	-
	非計上	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計上	18	-	-	-	IC	IC	IC	IC	IC	-	-	-
	非計上	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計上	18	-	-	-	IC	IC	IC	IC	IC	-	-	-
	非計上	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	集計	163	0	0	0	9	9	9	9	9	0	0	0



5-1. 主たる営業所の所在			
評価内容	評価基準	基準配点	得点
<b>●共同企業体の場合</b>			
工事箇所と同一管内における主たる営業所の所在の有無	公募対象： 全県（準県内含む）又はブロックの場合		2.0
	a. 構成員のすべてが管内	2.0	
	b. 構成員の1者以上が管内	1.0	
c. 構成員のすべてが管外	0.0		
工事箇所と同一県内における主たる営業所の所在の有無	公募対象： 全国又は東北の場合		
	a. 構成員のすべてが県内	2.0	
	b. 構成員の1者以上が県内	1.0	
c. 構成員のすべてが県外	0.0		
<b>●単独の場合</b>			
工事箇所と同一管内における主たる営業所の所在の有無	公募対象： 全県又はブロックの場合		
	a. 同一管内に有り	2.0	
	b. 同一管内に無し	0.0	
工事箇所と同一県内における主たる営業所の所在の有無	公募対象： 全国又は東北の場合		
	a. 県内に有り	2.0	
	b. 県内に無し	0.0	
<p>評価のポイント：工事箇所と同一管内（又は県内）における主たる営業所の所在の有無を評価する。</p> <hr/> <p><b>評価に関する運用事項</b></p> <p>①本評価項目は、「工種別設定評価項目」である。</p> <p>②公募対象が、全県又はそれ以上（東北、全国）の場合に設定する。 ただし、格付工種が「一般土木工事」の場合に限り、公募対象がブロックエリアの場合も評価項目として設定する。</p> <p>③管内及びブロックエリアは本手引きP.7「管内及びブロックエリアについて」のとおりとする。</p> <p>④共同企業体の結成を要件とする場合は、全ての構成員の営業所の所在の有無を評価対象とする。</p> <p>⑤共同企業体について、工事内容から標準の評価基準により難いと判断される場合には、事業課と協議により、評価基準及び配点を変更することができる。</p> <p>⑥「準県内」とは、建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有するもので、秋田県の従たる営業所の合計社員が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるものをいう。</p> <hr/> <p><b>技術資料作成時の留意事項</b></p> <p>－</p>			

5-2. 主たる営業所の所在			
評価内容	評価基準	基準配点	得点
「予定価格4千万円以上の法面工事」 工事箇所と同一ブロック内における主たる営業所の所在の有無	a. 構成員が全てブロック内の場合	2.0	2.0
	b. 構成員の1者以上がブロック内の場合	1.0	
	c. 構成員が全てブロック外の場合	0.0	
「予定価格4千万円未満の法面工事」 工事箇所と同一管内又は同一ブロック内における主たる営業所の所在の有無	a. 同一管内に有り	2.0	2.0
	b. 同一ブロック内に有り	1.0	
	c. 同一ブロック内に無し	0.0	
<p>評価のポイント：工事箇所と同一管内又は同一ブロック内における主たる営業所の所在の有無を評価する。</p> <hr/> <p><b>評価に関する運用事項</b></p> <p>①本評価項目は、法面工事において「必須項目」である。</p> <p>②管内及びブロックエリアは本手引きP.7「管内及びブロックエリアについて」のとおりとする。</p> <p>③工事内容から標準の地域要件により難いと判断される場合には、事業課と協議により、評価基準及び配点を変更することができる。</p> <hr/> <p><b>技術資料作成時の留意事項</b></p> <p>－</p>			



5-3. 主たる営業所の所在			
評価内容	評価基準	基準配点	得点
●共同企業体の場合			2.0
工事箇所と同一ブロック内における主たる営業所の所在の有無	a. 構成員が全てブロック内の場合	2.0	
	b. 構成員の1者以上がブロック内の場合	1.0	
	c. 構成員が全てブロック外の場合	0.0	
●単独の場合			
工事箇所と同一ブロック内における主たる営業所の所在の有無	a. 同一ブロック内に有り	2.0	
	b. 同一ブロック内に無し	0.0	
<p>評価のポイント：工事箇所と同一ブロック内における主たる営業所の所在の有無を評価する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>評価に関する運用事項</b></p> <p>①本評価項目は、建築工事に関する「工種別設定評価項目」である。                  ②公募対象が、全県又はそれ以上（東北、全国）の場合に設定する。                  ③ブロックエリアは本手引きP.7「管内及びブロックエリアについて」のとおりとする。                  ④工事内容から標準の地域要件により難いと判断される場合には、事業課と協議により、評価基準及び配点を変更することができる。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>技術資料作成時の留意事項</b></p> <p>－</p>			

**6. 災害協定に基づく活動実績**

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去5年間の災害協定に基づく応急対策業務の活動実績の有無	a. 応急対策業務の活動実績がある (工事箇所と同一管内の実績の場合)	1.0	1.0
	b. 応急対策業務の活動実績がある (工事箇所と同一管内以外の実績の場合)	0.5	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：過去5年間の災害協定に基づく応急対策業務の活動実績の有無について評価する。

**評価に関する運用事項**

- ①本評価項目は、「工種別設定評価項目」であり、県内企業を要件とする一般土木工事について適用することとし、工事箇所と同一管内において、過去5年間で災害協定に基づく応急対策業務の活動実績が無い場合は適用しない。
- ②「管内」は、本手引きP.7「管内及びブロックエリアについて」のとおりとする。
- ③「過去5年間」は、直前5カ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に完了日（引渡日または完成日）が含まれる活動実績を評価対象とする。
- ④「災害協定に基づく応急対策業務」とは、災害時における査定前等を実施した、以下の協定に基づく「被災状況の調査」・「重機・資機材等の調達の手配」・「応急対策工事」をい、県からの要請に応じた活動実績とする。

協定名	実施協定等における協定締結者
「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づく、実施協定	地域振興局長、建設部下水道マネジメント推進課長及び一般社団法人秋田県建設業協会の正会員協会の会長

- ⑤共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。
- ⑥企業合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。

**技術資料作成時の留意事項**

- ①根拠書類として、活動実績別に次の資料を添付する。
  - 1) 被災状況の調査の場合
    - ・「承諾書」の写し※調査場所、調査内容、実施企業名が確認できるもの
    - ・「契約書」の写し※実施企業名、着手・完了日が確認できるもの
  - 2) 重機・資機材等の調達の手配の場合
    - ・「要請書」の写し※重機・資機材等の調達手配内容が確認できるもの
    - ・「契約書」の写し※実施企業名、着手・完了日が確認できるもの
  - 3) 応急対策工事の場合
    - ・「承諾書」の写し※工事場所、工事内容、実施企業名が確認できるもの
    - ・「契約書」の写し※実施企業名、着手・完了日が確認できるもの

※活動実績の根拠書類において、活動期間（着手・完了日）や実施企業名等の確認ができない場合は、確認できる資料を併せて添付する。
- ②合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写し及び官報（合併の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合、重複提出は不要）。

7. 企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組

評価内容	評価基準	基準配点	得点
《評価項目①》 女性技術者の 在籍	a. 監理又は主任技術者の資格を有する 女性技術者が在籍している	1.0	4.0
	b. 技師補等の資格を有する 女性技術者が在籍している	0.5	
	c. 上記以外	0.0	
《評価項目②》 過去1年間の 新卒者又は離職者 の雇用実績	a. 新卒者又は離職者の 2名以上の雇用実績がある	1.0	
	b. 新卒者又は離職者の 1名の雇用実績がある	0.5	
	c. 新卒者又は離職者の雇用実績無し	0.0	
《評価項目③》 ワークライフバラ ンス企業認定等の 取得	次のいずれかの認定等の取得がある場合に評価 ・秋田県男女共同参画社会づくり表彰 ・秋田県子ども・子育て支援知事表彰 ・秋田県女性の活躍推進企業表彰 ・ベビーウェーブ・アクション会長表彰 ・一般事業主行動計画策定・届出 ・えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む） ・くるみん認定（プラチナくるみん認定を含む） ・ユースエール認定		
	a. いずれか2つ以上の認定等実績有り	1.0	
	b. いずれか1つの認定等実績有り	0.5	
	c. 認定等の実績無し	0.0	
《評価項目④》 過去2年間の 職業体験等の実施	a. 職業体験等実施の実績有り	1.0	
	b. 職業体験等実施の実績無し	0.0	

評価のポイント：企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組を評価する。

**評価に関する運用事項**

- 《評価項目①》女性技術者の在籍について
- ① 「監理又は主任技術者の資格」とは、「秋田県女性技術者活躍モデル工事实施要綱別紙6工事成績評定加点区分表」に示す区分1、2又は3の資格とする。
- ② 「技師補等の資格」とは、「秋田県女性技術者活躍モデル工事实施要綱別紙6工事成績評定加点区分表」に示す区分4の資格とする。（資格の無い現場代理人及び担当技術

者を除く)

- ③上記①、②に記載の別紙6については、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」技術管理課の秋田県モデル工事関係「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱の改正について」(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/26310>)に掲載
- ④女性技術者は、雇用保険の被保険者(一般)で、秋田県内に居住している者とする。(技術資料提出日時点で、3月以上の直接的、恒常的な雇用関係にある者に限る)
- ⑤共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。
- ⑥企業が合併している場合は、合併前から継続雇用されている技術者についても評価対象とする。
- ⑦加点対象は県内企業(準県内も含む)とし、県外企業は加点対象外とする。
- ⑧「県内企業」とは、秋田県内に主たる営業所を有するものをいう。また、「準県内」とは、建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有するもので、秋田県の従たる営業所の合計社員が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるものをいう。

●《評価項目②》過去1年間の新卒者又は離職者の雇用実績について

- ①「過去1年間」とは、直前1カ年度及び技術資料提出期限日までとする。
- ②新卒者及び離職者とは、次の通りとする。ただし、同一人物で重複して満たす場合、どちらか一方を評価対象とする。

新卒者	高等学校又は大学等(いずれも県内外問わず)を卒業し、卒業日から3年後の月の月末までの者
離職者	離職し、新たに就労を希望する者

- ③新規雇用は、正規社員としての雇用とし、技術職・事務職を問わない。
- ④正規社員は、雇用保険の被保険者(一般)で、秋田県内に居住している者とする。
- ⑤技術資料提出日時点で退職又は解雇している場合は評価しない。  
また、定年退職後に同一企業に再雇用された場合は評価しない。
- ⑥「大学等」とは、短期大学、高等専門学校、大学、大学院をいい、学校教育法第124条に定める専修学校及び秋田県内の技術専門校も含めるものとする。
- ⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者・構成員を問わず評価対象とする。
- ⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。
- ⑨現社員を解雇した上での再雇用や企業間での社員の形式的な解雇、雇用など不誠実な行為による者は認めない。
- ⑩加点対象は県内企業(準県内も含む)とし、県外企業は加点対象外とする。
- ⑪「県内企業」とは、秋田県内に主たる営業所を有するものをいう。また、「準県内」とは、建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有するもので、秋田県の従たる営業所の合計社員が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるものをいう。

●《評価項目③》ワークライフバランス企業認定等の取得について

- ①えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む)、くるみん認定(プラチナくるみん認定を含む)及びユースエール認定は、技術資料提出期限日までにいずれかの認定等を受けている場合に評価する。
- ②えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む)、くるみん認定(プラチナくるみん認定を含む)及びユースエール認定については、添付資料のほか、厚生労働省のホームページにおいて、技術資料提出期限日時点で有効な認定であることを確認する。
- ③一般事業主行動計画の策定・届出は、労働局に届出した行動計画の計画期間が技術資料提出期限日時点で期間内にあるものを有効とする。(女性活躍推進法(女活法)、次世代育成支援対策推進法(次世代法)の別は問わない。)ただし、一般事業主行動計画の策定が義務づけられている企業(常時雇用する労働者

101人以上)は評価対象としない。(一般事業主行動計画策定・変更届の「常時雇用する労働者の数」で確認)

- ④えるぼし認定(プラチナえるぼし認定含む)又はくるみん認定(プラチナくるみん認定含む)のいずれかを評価する場合、一般事業主行動計画の策定・届出は評価対象としない。
- ⑤共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。
- ⑥企業が合併している場合は、合併前の企業の実績については評価対象外とする。

●《評価項目④》過去2年間の職業体験等の実施について

- ①職業体験等の実施期間は、疫病等による影響を考慮し、当面の間、「過去2年間」とする。「過去2年間」とは、直前2カ年度及び技術資料提出期限日までとし、職業体験等の実施期間が左記期間内にあれば評価の対象とする(初日又は最終日が前年度及び技術資料提出期限日までであれば可とする)。
- ②「職業体験等」とは、インターンシップ(就業予定者の研修受入は除く)のほか、小学生以上の児童・生徒を対象に行われる職業体験・職場見学とする(参加人数・実施期間は問わない)。ただし、秋田県内の営業所での実績に限る。
- ③実施実績は、企業が自主的に企画したもの及び学校、教育委員会等からの依頼を受けたもののいずれも評価する。ただし、協会等の団体で企画し、実施した実績については評価対象外とする。
- ④共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。
- ⑤企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。

**技術資料作成時の留意事項**

**【共通】**

- ①合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写し及び官報(合併の公告)の写しを添付する(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
- ②準県内企業においては、次の資料を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
  - ・建設業許可通知書の写し
  - ・秋田県内にある営業所等の社員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。)の名簿(提出日現在の住所、氏名、生年月日、県内営業所の合計社員数及び県内居住者の合計社員数が記載されたもの)
  - ・秋田県内にある営業所等の社員の健康保険被保険者証の写し(高齢者等により提出できない場合にあっては、職員の常勤性を確認できる書類)
  - ・秋田県内にある営業所等の社員のうち、県内に居住する者の直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し(氏名、住所、発行年月日及び発行市町村名がわかる部分)又は住民票(技術資料提出日の日以前3ヶ月以内の発行及び個人番号が記載されていないものに限る)の写し
  - ・建設業許可申請書(受付印のあるもの)の写し及び同申請書別紙2営業所一覧表の写し

《評価項目①》

- ①「女性技術者の在籍」については、次の資料を添付すること。
  - ・女性技術者が保有する資格を証明する資料(資格証等)の写し
  - ・雇用関係及び常勤性があることを確認できる健康保険被保険者証(資格取得年月日と事業所名の記載があるものに限る)等の写し
  - ・3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票(技術資料提出日の日以前3ヶ月以内の発行及び個人番号が記載されていないものに限る)の写し
  - ・企業が合併している場合は、合併前からの継続雇用が確認できる資料

《評価項目②》

- ① 「新規雇用の実績」については、次の資料を添付すること。
  - ・ 卒業証明書又は修了証書の写し
  - ・ 住民票（技術資料提出日の日以前3ヶ月以内の発行及び個人番号が記載されていないものに限る）の写し
  - ・ 正規社員であることを証明する健康保険被保険者証（資格取得年月日と事業所名の記載があるものに限る）等の写し
- ② 「離職者の実績」については、次の資料を添付すること。
  - ・ 離職票、解雇通知書、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者手帳（日雇労働被保険者手帳）、船員失業保険証の船員失業証明票、雇用前の直近の勤務先が発行した退職証明書（代表者印必須）の中のいずれかひとつの写し
  - ・ 住民票（技術資料提出日の日以前3ヶ月以内の発行及び個人番号が記載されていないものに限る）の写し
  - ・ 正規社員であることを証明する健康保険被保険者証（資格取得年月日と事業所名の記載があるものに限る）等の写し

《評価項目③》

- ① 「ワークライフバランス企業認定等企業認定等の取得」については、次の資料を添付すること。
  - ・ 協定書、表彰状、認定証、一般事業主行動計画策定・変更届（労働局が受付したもの）などの写し

《評価項目④》

- ① 「職業体験等の実施」については、次の資料を添付すること。
  - ・ 職業体験等受入実施証明書（「別記様式1」）と、職業体験等の内容が具体的に確認できる資料（職業体験のプログラム等の実施内容が分かる資料及び実施状況が分かる写真等）

8. モデル工事等への取組			
評価内容	評価基準	基準配点	得点
ICT活用工事の実施証明書の有無	a. フルICT活用工事の実施証明書を有している	1.0	1.0
	b. 簡易型ICT活用工事の実施証明書を有している	0.5	
	c. 上記以外	0.0	
週休2日制工事の実施証明書の有無	a. 完全週休2日制工事の実施証明書を有している	1.0	1.0
	b. 準完全週休2日を達成した週休2日制工事の実施証明書を有している	0.75	
	c. 4週8休以上を達成した週休2日制工事の実施証明書を有している	0.5	
	d. 上記以外	0.0	
女性技術者活躍工事の実施証明書の有無	a. 監理又は主任技術者の資格を有する女性技術者を配置した工事の実施証明書を有している	1.0	1.0
	b. 技師補等の資格を有する女性技術者を配置した工事の実施証明書を有している	0.5	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：企業におけるモデル工事（ICT活用工事・週休2日制工事・女性技術者活躍工事）の実施証明書の有無を評価する

**評価に関する運用事項**

- ①実施証明書は技術資料提出期限日において、発行日から2年以内のものを有効とする。
- ②実施証明書に有効期限があるものについては、技術資料提出期限日に有効期間内であるものを評価する。
- ③国、都道府県、市区町村が発行した実施証明書を評価対象とする。
- ④共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価する。
- ⑤企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。
- ⑥ICT活用工事については、「工種別設定評価項目」とする。
- ⑦ICT活用工事については、指定工種のみ評価対象とする。なお、指定工種は、入札公告文に明記する。（例：土工、舗装工、河川浚渫工、地盤改良工、法面工、舗装工（修繕工）、構造物工（橋脚・橋台）等）
- ⑧モデル工事の実施証明書上で評価の区分が判断できない場合については、評価の区分を判断できる資料（実施証明書関係要領の写し、コリンズの写し等）を添付すること。
- ⑨モデル工事等への取組の評価はそれぞれ加点できるものとする。  
例）ICT活用工事1.0点 + 週休2日制工事0.5点 + 女性技術者活躍工事1.0点  
＝合計 2.5点
- ⑩国が発行した週休2日実施証明書については、「4週8休以上を達成した週休2日制工事の実施証明書」と評価する。
- ⑪「監理又は主任技術者の資格」とは、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱別紙6工事成績評定加点区分表」に示す区分1、2又は3の資格とする。
- ⑫「技師補等の資格」とは、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱別紙6工事成績評定加点区分表」に示す区分4の資格とする。（資格の無い現場代理人及び担当技術

者を除く)

- ⑬上記①、②に記載の別紙6については、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」技術管理課の秋田県モデル工事関係「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱の改正について」(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/26310>)に掲載
- ⑭女性技術者を配置役割として発行した実施証明書については、以下により評価する。

評価基準	基準配点
a. 監理又は主任技術者に配置した女性技術者活躍(登用含む)工事の実施証明書を有している	1.0
b. 現場代理人又は担当技術者に配置した女性技術者活躍(登用含む)工事の実施証明書を有している	0.5

bの実施証明書については、①の有効期間に関わらず令和6年6月30日に入札公告を行う工事まで有効とする。

#### 技術資料作成時の留意事項

- ①共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者又は構成員のいずれかの実績を代表して記載する。
- ②国、都道府県、市区町村が発行した有効期限内である実施証明書の写しを添付する。実施証明書の区分が記載されていない場合は、区分がわかる資料の写しを添付する。(実施証明書発行要領等)  
また、女性技術者活躍工事の実施証明書の有無において、「b. 技師補等の資格を有する女性技術者を配置した工事の実施証明書を有している」で加点評価を受ける場合は、該当する女性技術者が保有する資格を証明する資料(資格証等)の写しを添付する。
- ③評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写し及び官報(合併の公告)の写しを添付する(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。



9. 企業の労働環境に関する姿勢

評価内容	評価基準	基準配点	得点
企業における完全週休2日制度導入の有無	a. 完全週休2日制を導入している	1.0	1.0
	b. 4週8休を導入している	0.5	
	c. 上記以外	0.0	

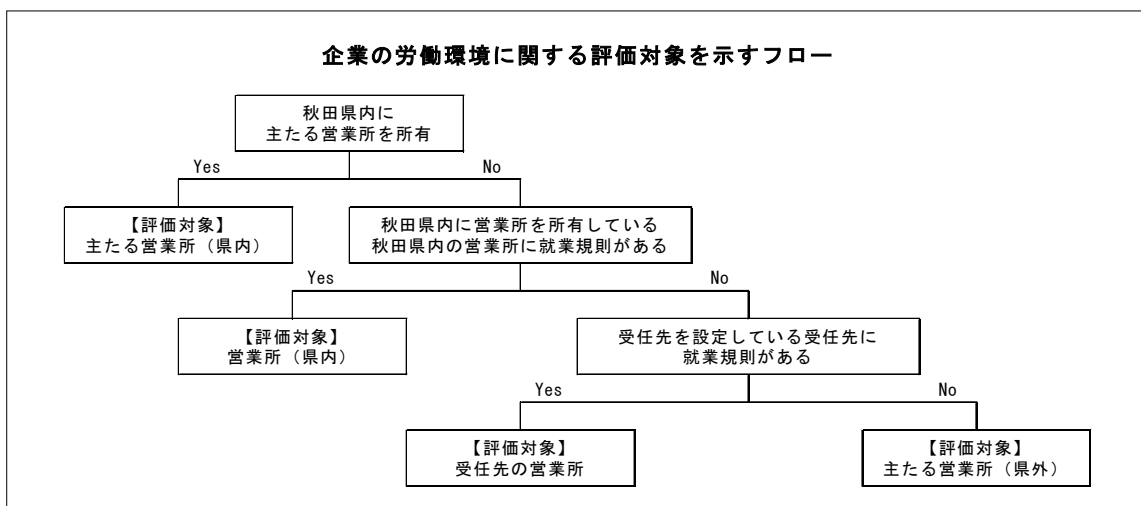
評価のポイント：企業の労働環境（休日制度）を評価する。

評価に関する運用事項

- ①本評価項目は、労働基準法第89条に基づき作成し、労働基準監督署に届出を行った就業規則に記載された休日制度を評価対象とする。
- ②「完全週休2日制」とは、4週8休以上かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日が休日であることとする。
- ③「4週8休」とは、年間の休日が105日以上であることとする（指定有給は休日に含まない）。
- ④秋田県内に主たる営業所を有する企業については、主たる営業所の就業規則を評価する。
- ⑤秋田県外に主たる営業所を有する企業については、秋田県内の営業所の就業規則を評価する。ただし、秋田県内に営業所を有しない企業については、秋田県との契約等を委任されている者の住所又は所在地（以下、受任先という。）の就業規則を評価する。また、受任先がない場合は、主たる営業所の就業規則を評価する。
- ⑥就業規則がない営業所については評価対象としない。

技術資料作成時の留意事項

- ①共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者又は構成員のいずれかの実績を代表して記載する。
- ②労働基準監督署に届出を行った最新の就業規則の写し（労働基準監督署の押印、休日制度が明記されているもの）を添付する。



10. 企業の賃金水準の向上に向けた取組

評価内容	評価基準	基準配点	得点
給与等受給者一人当たり給与等支払額の増加率	【大企業の場合】 給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率		2.0
	a. 増加率3.00%以上	2.0	
	b. 増加率1.50%以上	1.0	
	c. 上記以外	0.0	
	【中小企業等の場合】 給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率		
	a. 増加率1.50%以上	2.0	
	b. 増加率0.75%以上	1.0	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：一人当たり「俸給・給与・賞与等支払額」等を比較した増加率を評価する。

評価に関する運用事項

- ①評価基準は、令和2年と令和3年、令和3年と令和4年又は令和4年と令和5年の給与等支払額を比較した増加率とし、その中の何れか一つを選択し申請するものとする。
- ③賃上げ実績の確認方法は、次のとおりとする。

●【評価ケース（1）】社員への支払い賃金の総額で評価する場合

給与等受給者一人当たり給与等支払額の増加率は、税務署に提出した「源泉徴収票等の法定調書合計表」の控えにより、各々俸給・給与・賞与等の支払金額を人員で除した値を比較し、その増加率を評価する。

例)【中小企業等で令和3年と令和4年の給与等支払額を比較した場合】

○令和3年分「源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの「④俸給・給与・賞与等の総額」欄に記載されている人員と支払金額を確認。

・人員31人、支払金額164,685,000円

・一人当たり俸給・給与・賞与等支払額

164,685,000円÷31人 = 5,312,420円（1円未満切り上げ）

○令和4年分「源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの「④俸給・給与・賞与等の総額」欄に記載されている人員と支払金額を確認。

・人員30人、支払金額162,131,000円

・一人当たり俸給・給与・賞与等支払額

162,131,000円÷30人 = 5,404,367円（1円未満切り上げ）

∴ {(5,404,367円-5,312,420円)÷5,312,420円} × 100 = 1.73%

(小数第三位四捨五入) 配点2.0点

●【評価ケース（2）】継続雇用している正社員への支給額で評価する場合

●【評価ケース（3）】時間外手当や賞与等を除いて評価する場合

●【評価ケース（4）】継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等で評価する場合  
企業の個別の事情より、評価ケース（2）、（3）、（4）に該当する場合は、税理士、公認会計士又は社会保険労務士による第三者の確認をもって、標準的な手法（評価ケース（1））と同等の賃上げ実績として、その増加率を評価する。

評価対象者 評価対象賃金		継続雇用社員			比較する2年間を連続雇 用していない社員		その他雇用形態 (一時的雇用等)	
		役員	正社員	退職者等	退職者	新規採用者	再雇用	パート、 アルバイト
所定内給与	基本給	(3)	(4)					
	各種手当 (住宅、家族手当等)							
時間外手当								
賞与等		(1)	(2)					

※「継続雇用」とは、賃上げを実施した当該年度とその比較対象となる前年度の2年間を通して雇用していることとする。

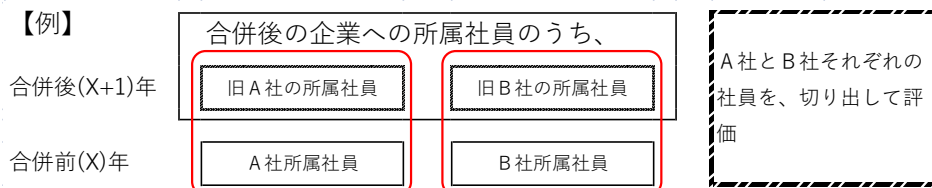
③共同企業体が加点を受けるには、代表者を含む全ての構成員が評価基準を満たしていることが必要である。(構成員全てが満たしている評価基準の増加率で加点)

#### 技術資料作成時の留意事項

- ①中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当する者は除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。
- ②記載する実績は、令和2年と令和3年、令和3年と令和4年又は令和4年と令和5年の給与等支払額を比較した増加率の中から、何れか一つを選択すること。
- ③各年に税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの「④俸給・給与・賞与等の総額」欄にある「人員」と「支払金額」を記載する。  
ただし、評価ケース(2)、(3)、(4)をもって評価する場合は、別記様式2の「賃上げ評価対象給与総額」と「評価対象社員数」を記載する。
- ④共同企業体の結成を要件とする場合、評価基準の最も低い代表者又は構成員のいずれかの内容を記載する。
- ⑤各年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの写しを添付する。  
(次頁参考1)
- ⑥中小企業等の場合は、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」の写しを添付する。  
(次頁参考2)
- ⑦評価ケース(2)、(3)又は(4)をもって評価する場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの写しを添付(中小企業等の場合は、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」の写しも添付)するほか、別記様式2の税理士、公認会計士又は社会保険労務士による第三者の確認書類の写しを添付する。
- ⑧共同企業体の結成を要件とする場合、⑤、⑥、⑦の資料は、構成員毎に添付する。
- ⑨企業が合併している場合は、合併後の企業における増加率を評価する。  
ただし、次の(ア)又は(イ)の場合において、評価することができることとし、評価基準の最も低い企業の内容を記載する。

(ア) 合併前の各々の企業に所属していた社員と合併後の企業のうち、その社員を切り出して評価する場合(⑤、⑥、⑦)の資料は、各々の企業毎に添付)

【例】



(イ) 合併前の各々の企業の賃上げ実績で評価する場合

(⑤、⑥、⑦の資料は、各々の企業毎に添付※評価ケース(1)の場合は、⑦を除く)

【例】

合併後の企業	合併後の企業		A社とB社それぞれの合併前の賃上げ実績を評価
合併後(X+2)年	旧A社の所属社員	旧B社の所属社員	
合併前(X+1)年	A社所属社員	B社所属社員	
合併前(X)年	A社所属社員	B社所属社員	

⑩合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写し及び官報(合併の公告)の写しを添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。

(参考1)

一人当たり給与等支払額の増加率 → 「支払金額/人員」で比較

令和〇〇年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表  
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

令和 年 月 日提出 税務署長 職 事業種目 整理番号

住所又は所在地 (フリガナ) 電話番号 (フリガナ) 氏名又は名称 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名

作成担当者 作成税理士名 電話 (フリガナ) 税理士番号

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

平成28年1月1日以後提出用  
提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを

(参考2)

法人税申告書別表1 → 中小企業等の場合のみ提出

以下のいずれかの場合、中小企業等に該当  
・①に○があり、かつ③に○がないこと。  
・②に○があること。

令和 年 月 日 税務署長 職

納税地 (フリガナ) 電話番号 (フリガナ) 法人名 法人番号 代表者氏名

法人区分 ① ② ③

青色申告 ② ③

令和 年 月 日 事業年度分の法人税申告書 申告書 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方税法申告書 申告書

所得金額又は欠損金額 (別表四「a」の①) 1 控 所得税の額 (別表六「1」の②) 17

1 1. 主要材料の製造・施工の管理体制

評価内容	評価基準	基準配点	得点
主要材料の製造・施工の管理体制 (コンクリート又はアスファルト)	a. 共通仕様書に定められた現場までの運搬に関する条件を満足する自社の「コンクリートプラント」を所有している。	2.0	2.0
	b. 共通仕様書に定められた現場までの運搬に関する条件を満足する共同出資の「コンクリートプラント」を所有している。	1.0	
	c. 上記に該当する「コンクリートプラント」を所有していない。	0.0	

評価のポイント：品質向上の観点から、主要材料（コンクリート又はアスファルト）に求められる製造・施工の管理体制を評価する。

**評価に関する運用事項**

- ①本評価項目は、「工種別設定評価項目」である。
- ②舗装工事の場合、評価基準の「コンクリートプラント」を「アスファルトプラント」に読み替える。
- ③材料調達から施工までの品質管理体制に関して、受注企業が主体的に関与し、対象工事において評価されたプラントを使用していることが前提である。
- ④対象工事において、品質確保が可能な地域にプラントを保有する会社について評価する（振興局管内に限定しない）。
- ⑤工場製品（橋桁等）は主要材料の評価対象としない。
- ⑥プラントの共同出資も対象とし、出資比率を問わない。
- ⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、プラントの所有が代表者及び構成員のいずれに所属するかを問わない。
- ⑧主要工種の工事内容や規模に応じた設定基準を別表－1（P59）に示す。

**技術資料作成時の留意事項**

- ①プラントの所有若しくは共同出資所有を示す書類の写しを添付する。
- ②契約後、材料調達から施工まで一貫した品質管理体制に関して、施工計画書に受注者自らの具体的関与を記載するとともに、すべての項目を履行しなければならない。（工事成績評定点は履行率により1点～5点減点）  
（記載例については、別表－2に示す）



## 別表－２ 「主要材料における製造・施工の管理体制」 施工計画書記載例

主要材料における製造・施工の管理体制評価における施工計画書への記載項目・内容(例)

段階(工程・レベル)	製造技術者【プラント側技術者】	受入技術者【主任(監理)技術者】	判定基準等(返品判定基準)
配合設計	施工現場における要求性能を満足する配合計画を企画し、配合設計を実施する	配合計画や配合設計に参画し、内容を確認する。	受入技術者は現場の構造特性や施工条件と配合計画及び配合設計内容が合致しているか確認する
材料	コンクリート(アスファルト)材料(セメント(バインダー)、水、骨材、混和材(剤)等)の受け入れ時検査を実施し、記録する	骨材の外観確認を打設日(舗設日)毎に確認し状態を記録する	外観確認による判定基準を具体的に記載する。また必要に応じて検査を実施するものとする。
製造設備	材料の貯蔵設備、計量設備、ミキサ等の検査を各基準に基づき実施する	工事開始前に製造責任者が実施する検査に臨場し、確認する。	精度、公差の確認し、不具合部については改善する
製造	打設日(舗設日)毎に製造状態を目視で確認し、記録する。	打設日(舗設日)毎に製造状態を目視で確認し、記録する。	混合状態、温度管理(AS)の確認、修正、指導
出荷性能	コンクリート(アスファルト)の出荷時性能を確認し、記録する	打設日(舗設日)毎に出荷時性能を確認する。	具体的な棄却基準(返品基準)を記載し、配合や製造への反映方法を具体的に記載する。施工量に応じて適宜、頻度を変更する
運搬	外気温(天候・風等)に応じた適切な運搬計画、運搬時間、運搬経路となっているか確認する	外気温(天候・風等)に応じた適切な運搬計画、運搬時間、運搬経路となっているか確認する	具体的な棄却基準を記載する
受入性能	コンクリート(アスファルト)の現場受入時の性能を確認し、記録する	コンクリート(アスファルト)の現場受入時の性能を確認し、記録する	具体的な棄却基準(返品基準)を記載し、配合や製造への反映方法を具体的に記載する。
型枠・補強材(鉄筋等)	型枠、補強材の組み立て状況、形状寸法、かぶり、固定方法等を確認し、適宜、指導する	型枠、補強材の組み立て状況、形状寸法、かぶり、固定方法等を確認し、記録する	具体的な確認、指導項目を記載する
打込み・締固(敷均し・締固)	圧送方法、小運搬方法、打込方法、打ち込み速度、打ち込み高さ、コンクリート温度、締め固め等(敷き均し方法、舗設方法、締め固め方法の各工程毎の施工機械、施工状況、温度管理等)を確認し、適宜、指導する。	圧送方法、小運搬方法、打込方法、打ち込み速度、打ち込み高さ、コンクリート温度、締め固め等(敷き均し方法、舗設方法、締め固め方法の各工程毎の施工機械、施工状況、温度管理等)を確認し、記録する。	具体的な確認、指導項目を記載する
養生(交通解放)	気象条件や現場特性に応じた適切な養生を実施しているか確認し、適宜、指導する。	気象条件や現場特性に応じた適切な養生、温度管理、養生期間となっているか確認し、記録する。	具体的な確認、指導項目を記載する

※紙ベースでの確認は関与したとは認めない(ただし、受入技術者以外の元請企業の技術者(入札参加資格要件で求めた資格と同等以上の資格を有する者)の臨場による確認を机上で確認した場合を除く)

※各段階において具体的に双方(製造側と受入側)の関与度、判定基準(製品性能が不良の場合の具体的対応策→返品・廃棄等)を記載し、履行する

**12. 船舶の所有状況**

評価内容	評価基準	基準配点	得点
船舶の所有状況	起重機船、クレーン付き台船、台船、土運船について、下記（別表）に掲げる規格船舶の所有を評価する。		2.0
	a. 評価対象の船舶を3隻以上所有している	2.0	
	b. 評価対象の船舶を1隻以上3隻未満所有している	1.0	
	c. 評価対象の船舶を所有していない（1隻未満）	0.0	

評価のポイント：海上土木工事で使用する船舶の所有の有無を評価する。

**評価に関する運用事項**

- ①本評価項目は、「工種別設定評価項目」であり、船舶を用いた海上土木工事について適用する。
- ②1つの船舶が複数の用途に使用可能であっても1隻として評価する。
- ③共同企業体の場合は、代表者の所有船舶についてのみ評価する。
- ④共同所有の船舶は、出資比率にかかわらず1隻につき0.5隻と評価する。
- ⑤賃貸による船舶の所有については原則評価対象としない。  
ただし、発注年度（4月～翌年3月）において、年間を通じて賃貸契約している場合についてのみ1隻につき0.5隻として評価する。  
当該工事の公告から契約までの期間において、賃貸契約が切れる場合は、技術資料提出期限までに年間を通じた新たな賃貸契約している場合についてのみ評価する。  
なお、賃貸の場合、複数社で共同に借り受けるケースは評価しない。

（別表）評価対象船舶の規格

船舶の種類	船舶の規格
起重機船	25 t吊以上（固定、旋回問わず）
クレーン付き台船	クレーン35 t吊以上
台船・土運船	100 t積以上

※標準歩掛（港湾）の”作業船と引船の組合せ”に記載されている最小の規格を採用

**技術資料作成時の留意事項**

- ①評価対象船舶の所有を示す書類（船舶検査証書等）の写しを添付する。
- ②賃貸の場合は、賃貸契約であることを示す賃貸契約書の写しを添付する。

### 13. 舗装機械の所有状況

評価内容	評価基準	基準配点	得点
舗装機械の所有状況	ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャーの所有を評価する。		2.0
	a. 上記の機械を各1台以上所有している	2.0	
	b. 上記の機械を1種類または2種類所有している	1.0	
	c. 上記の機械を所有していない	0.0	

評価のポイント：舗装機械の所有の有無を評価する。

#### 評価に関する運用事項

- ①本評価項目は、「工種別設定評価項目」であり、舗装工事について適用する。
- ②所有には、リース契約も含むこととする。
- ③リース契約は、当該工事の工期全てが契約期間内にあることとする。ただし、工期途中でリース契約が切れる場合は、工期を含む新たなリース契約を結んだ契約書の写しを監督職員に提出すること。  
なお、当該工事の公告から契約までの期間において、リース契約が切れる場合は、技術資料提出期限までに工期を含む新たなリース契約を結んだ契約書の写しを提出すること。
- ④リース契約は、契約書に途中で解約することが禁止されていることが明記されているものについてのみ評価する。
- ⑤ロードローラは、設計図書で指定がない限り、マカダム・タンデムを問わない。
- ⑥アスファルトフィニッシャーは、設計図書で指定がない限り、ホイール・クローラを問わない。
- ⑦共同所有又は複数社での長期リースは評価しない。
- ⑧共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。

#### 技術資料作成時の留意事項

- ①評価対象機種種の所有を示す書類（自動車検査証等）の写しを添付する。
- ②リースの場合は、賃貸契約であることを示す賃貸契約書の写しを添付する。



14. 建物解体機械の所有状況

評価内容	評価基準	基準配点	得点
建物解体機械の 所有状況	建物解体専用機、アタッチメントの所有を評価する。		2.0
	a. 上記の建物解体専用機を1台以上、及びアタッチメントを2種類以上所有している	2.0	
	b. 上記の建物解体専用機を1台以上、及びアタッチメントを1種類以上所有している	1.0	
	c. 上記の機械を所有していない	0.0	

評価のポイント：建物解体機械の所有の有無を評価する。

**評価に関する運用事項**

- ①本評価項目は、「工種別設定評価項目」であり、建物解体工事について適用する。
- ②所有には、リース契約も含むこととする。
- ③リース契約は、当該工事の工期全てが契約期間内にあることとする。ただし、工期途中でリース契約が切れる場合は、工期を含む新たなリース契約を結んだ契約書の写しを監督職員に提出すること。  
なお、当該工事の公告から契約までの期間において、リース契約が切れる場合は、技術資料提出期限までに工期を含む新たなリース契約を結んだ契約書の写しを提出すること。
- ④リース契約は、契約書に途中で解約することが禁止されていることが明記されているものについてのみ評価する。
- ⑤建物解体専用機は運転質量30t以上で、超ロングアタッチメント又はセパレートブームのものとする。
- ⑥アタッチメントはバックホー0.8t対応以上で、コンクリート大割機又は鉄骨切断機（SRC兼用を含む）のものとする。
- ⑦共同所有又は複数社での長期リースは評価しない。
- ⑧共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。

**技術資料作成時の留意事項**

- ①評価対象機種種の所有を示す書類（特定自主検査記録表等）の写しを添付する。
- ②リースの場合は、賃貸契約であることを示す賃貸契約書の写しを添付する。

15. 公共土木施設の維持管理業務の実績

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去5年間の公共土木施設の維持管理業務の契約実績	a. 維持管理業務の契約実績がある (工事箇所と同一管内の実績の場合)	1.0	1.0
	b. 維持管理業務の契約実績がある (工事箇所と同一管内以外の実績の場合)	0.5	
	c. 維持管理業務の契約実績がない	0.0	

評価のポイント：過去5年間の維持管理業務の契約実績の有無を評価する。

**評価に関する運用事項**

- ①本評価項目は、「工種別設定評価項目」であり、一般土木工事について適用する。
- ②「過去5年間」とは、直前5カ年度及び技術資料提出期限日までとする。
- ③対象とする公共施設の維持管理業務は、秋田県及び秋田県内の市町村発注の契約実績とする。
- ④評価する契約実績は、年間（除排雪はシーズン）を通して行う公共土木施設の維持管理業務とし、次の業務委託等について評価する。  
(秋田県発注)
  - 道路・河川等維持管理業務委託
  - 道路除排雪作業業務委託（春山除排雪を除く）
  - 港湾土木施設維持管理業務委託
  - 空港土木施設維持管理業務委託
 (市町村発注)
  - 道路維持管理業務委託（「道路パトロール」及び「舗装・道路付属物補修、又は路面等清掃、又は除草、又は応急処理」を含む業務で、契約日から業務完了日までの日数が、150日以上のもの）
  - 道路除雪又は道路除排雪業務委託（契約日が9月1日から12月31日までの間で、業務完了日が3月以降のもの）
- ⑤契約実績の契約期間（契約日又は業務完了日）が「過去5年間」に入っている場合に評価する。
- ⑥共同企業体として契約した実績は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。
- ⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず、最も評価が高い者とする。
- ⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の契約実績についても評価対象とする。

**技術資料作成時の留意事項**

- ①共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者又は構成員のいずれかの実績を代表して記載する。
- ②業務委託契約書の写し等契約実績がわかる資料を添付する。
- ③合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写し及び官報（合併の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。
- ④共同企業体で契約した実績の場合は、共同企業体協定書の写しを添付する。

16. 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去1年間の「低入札受注による警告」、「指名差し控え」、「指名停止」の有無	a. 措置無し	0.0	-2.0
	b. 警告通知有り（マイナス評価）	-1.0	
	c. 指名差し控え又は指名停止有り（マイナス評価）	-2.0	

評価のポイント：過去1年間に秋田県から通知された「低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について」（以下「警告通知」という。）、「指名差し控え」、「指名停止」の有無を対象とする。

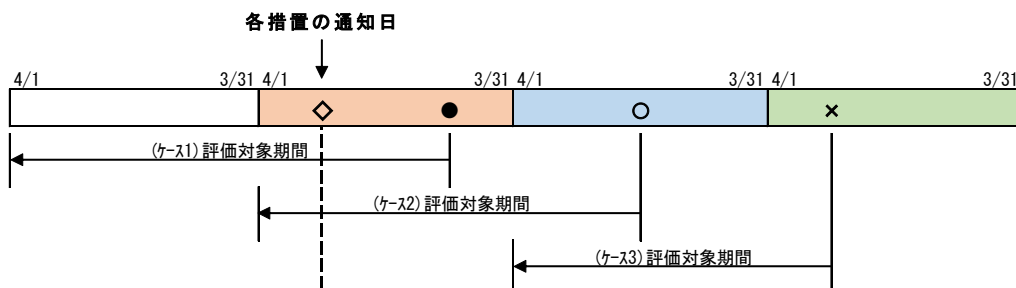
**評価に関する運用事項**

- ① 「過去1年間」とは、直前1カ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に通知された措置を対象とする（契約年月日ではなく、措置の通知日で判断）。
- ② 対象期間内に「警告通知」と「指名差し控え又は指名停止」の両方の措置を受けている場合は、「指名差し控え又は指名停止」を評価する。
- ③ 共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員のいずれの措置も対象とする。
- ④ 評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業が受けていた措置も対象とする。

**技術資料作成時の留意事項**

- ① 評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写し及び官報（合併の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

【評価期間（「過去1年間」）イメージ図】



- (ケース1) 技術資料提出期限日が●の場合 → 評価の対象とする
- (ケース2) 技術資料提出期限日が○の場合 → 評価の対象とする
- (ケース3) 技術資料提出期限日が×の場合 → 評価の対象としない

## II 技術者等の評価

標準：◎ 法面：◎ 建築：◎

### 17. 若手又は女性技術者の育成

評価内容	評価基準	基準配点	得点
若手技術者の配置の有無	a. 35歳未満の監理又は主任技術者への配置	2.0	2.0
	b. 35歳以上45歳未満の監理又は主任技術者への配置	1.6	
	c. 35歳未満の現場代理人への配置	1.2	
	d. 35歳以上45歳未満の現場代理人への配置	0.8	
	e. いずれにも配置無し	0.0	
女性技術者の配置の有無	a. 監理又は主任技術者への配置	1.2	
	b. 現場代理人への配置	0.6	
	c. いずれにも配置無し	0.0	

評価のポイント：若手又は女性技術者を監理又は主任技術者や現場代理人に配置し育成を図る場合に、配置する役割に応じて評価する。

#### 評価に関する運用事項

- ①「若手技術者」とは、満45歳未満とし、性別は問わない。  
評価対象としては、満年齢に達する誕生日が技術資料提出期限日の2日後以降の者とする（「年齢計算ニ関スル法律」に基づく）。

例)	技術資料提出期限日	満45歳の誕生日	評価
	R5年4月1日	R5年4月3日	若手である
	R5年4月1日	R5年4月2日	若手でない

「女性技術者」の場合は、年齢を問わない。

- ②若手又は女性技術者（以下、若手技術者等という）を現場代理人へ配置する場合、技術者資格の有無は問わないが、評価対象の若手技術者等はコリンズの「技術者ID」を取得している者でなければならない。
- ③若手と女性の両方の評価基準を満たしていた場合や、監理又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という）と現場代理人を兼ねる場合は、評価の高い方を採用する。評価の算定表については以下のとおりとする。

			配置する役割	
			監理又は主任技術者	現場代理人
年齢別	35歳未満	女性	2.0	1.2
		男性		
	35歳以上45歳未満	女性	1.6	0.8
		男性		
	45歳以上	女性	1.2	0.6
		男性	0.0	0.0

- ④若手技術者等を監理技術者等に配置する場合は、専任補助者を配置することができる。  
(当手引きP8「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を参照)

#### 技術資料作成時の留意事項

- ①若手技術者等及び専任補助者は他工事との兼務は認めない。(専任を要しない工事を除く。)
- ②専任補助者は監理技術者等との兼務及び複数配置は認めない。  
また、専任補助者でない現場代理人の複数配置も認めない。
- ③現場代理人への配置で申請する場合は、配置技術者の氏名、生年月日及び性別を確認できる資料(健康保険被保険者証等の写し)を添付する。
- ④Ⅱ技術者の評価「17. 若手又は女性技術者の育成」、「18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「19. 配置予定技術者の工事成績評定点」、「20. 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組」、「21. 配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。  
ただし、専任補助者を配置した場合は、「17. 若手又は女性技術者の育成」を除く評価項目について、専任補助者を評価対象とする。  
また、「17. 若手又は女性技術者の育成」の評価に際し、専任補助者でない現場代理人で配置する場合は、「18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「19. 配置予定技術者の工事成績評定点」、「20. 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組」、「21. 配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。
- ⑤技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない等で、資格等の要件を満たす複数の技術者(現場代理人を含む)を申請する場合は、技術者の評価点が最小となる者を企業が選定し、評価対象者として記載する。
- ⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、各構成員において、⑤による評価点が最小となる者を企業が選定し、その中で評価点の最も高い者を評価対象者として記載する。

**18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績**  
**※専任補助者を配置した場合、専任補助者の同種工事の施工実績**

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去15年間の同種工事 又は類似工事の施工実績	a. 同種工事の施工実績がある	2.0	2.0
	b. 類似工事の施工実績がある	1.0	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：配置予定技術者（監理技術者等）が過去15年間に従事した同種工事又は類似工事の施工実績を評価する。

**評価に関する運用事項**

- ①「過去15年間」とは、直前15カ年度及び技術資料提出期限日までをいい、期間内に工事完成年月日が含まれる工事を評価対象とする。
- ②配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができるものとする。
- ③同種工事については、入札公告文に定義する。類似工事については、必要に応じて設定できるものとし、設定する場合は入札公告文に定義する。
- ④工事特性により発注者が必要と判断する場合は規模要件を設定する（新技術や特殊工法、施工頻度が少ない工種など）。
- ⑤国（独立行政法人を含む）、都道府県（地方独立行政法人、事業団を含む）、市区町村（地方独立行政法人、事業団を含む）、公益民間企業の発注した工事を評価対象とする。  
 ※「公益民間企業」とは、電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道会社、石油備蓄会社、（東・中・西）日本高速道路株式会社、（首都・阪神・本州四国連絡）高速道路株式会社、日本郵政グループ、空港会社、道路会社、株式会社高速道路総合技術研究所、その他公益企業第3セクター、PFI事業者を指す。
- ⑥過去の施工実績は、「監理技術者」、「主任技術者」、「専任補助者」又は「現場代理人」として従事したものに限定する。
- ⑦「現場代理人」としての実績は、評価対象となる同種工事又は類似工事の工事期間に建設業法第26条第1項及び2項に規定する「主任技術者等」と同等の資格を有していた場合に限り評価対象とする。
- ⑧以前勤めていた企業で施工した実績は評価する。ただし、以前勤めていたことを証明する資料（コリンズの写し等）を添付すること。
- ⑨専任補助者を配置する場合は、当手引きP8「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を確認すること。

**技術資料作成時の留意事項**

- ①確認根拠書類としてコリンズの写しを添付する。  
 登録されていない工事を記載する場合は、記載した工事の「現場代理人・主任（監理）技術者選任届」又は、その工事と配置予定技術者との技術的な関わりが判断できる資料（施工体系図等）を添付する。

- ②休業により評価対象期間を延長しようとする場合は、休業期間を証明する当時の書類（〇〇休業申請書等）の写しを提出すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。この場合、延長した期間内に完了している工事を評価する。
- ③過去の施工実績は、同種工事又は類似工事に該当する代表的なものを1件記載する。
- ④Ⅱ技術者の評価「17. 若手又は女性技術者の育成」、「18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「19. 配置予定技術者の工事成績評定点」、「20. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組」、「21. 配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。  
ただし、専任補助者を配置した場合は、「17. 若手又は女性技術者の育成」を除く評価項目について、専任補助者を評価対象とする。  
また、「17. 若手又は女性技術者の育成」の評価に際し、専任補助者でない現場代理人で配置する場合は、「18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「19. 配置予定技術者の工事成績評定点」、「20. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組」、「21. 配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。
- ⑤技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない等で、資格等の要件を満たす複数の技術者（現場代理人を含む）を申請する場合は、技術者の評価点が最小となる者を企業が選定し、評価対象者として記載する。
- ⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、各構成員において、⑤による評価点が最小となる者を企業が選定し、その中で評価点の最も高い者が評価対象者として記載する。



**19. 配置予定技術者の工事成績評定点**  
**※専任補助者を配置した場合、専任補助者の工事成績評定点**

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去5年間の 県発注工事で 獲得した 工事成績評定点の 最高点	a. 85点以上	3.0	3.0
	b. 84点	2.5	
	c. 83点	2.0	
	d. 82点	1.5	
	e. 81点	1.0	
	f. 80点	0.5	
	g. 80点未満 (評価点を有しない場合も含む)	0.0	

評価のポイント：配置予定技術者(監理技術者等)が過去5年間に従事した県発注工事の工事成績評定点の最高点を評価する。

**評価に関する運用事項**

- ①「過去5年間」とは、直前5カ年度及び技術資料提出期限日までをいい、期間内に工事成績評定通知を受けた秋田県発注工事を対象とする。なお、配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができるものとする。
- ②評価の対象は当該工事と同じ格付工種(秋田県で格付を行う15工種)とする。
- ③「監理技術者」、「主任技術者」「専任補助者」又は「現場代理人」として従事したものを評価対象とする。
- ④「現場代理人」としての実績は、評価対象となる同種工事又は類似工事の工事期間に建設業法第26条第1項及び2項に規定する「主任技術者等」と同等の資格を有していた場合に限り評価対象とする。
- ⑤以前勤めていた企業で従事した実績は評価する。ただし、以前勤めていたことを証明する資料(コリンズの写し等)を添付すること。
- ⑥専任補助者を配置する場合は、当手引きP.8「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を確認すること。

**技術資料作成時の留意事項**

- ①休業により評価対象期間を延長しようとする場合は、休業期間を証明する当時の書類(〇〇休業申請書等)の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。この場合、延長した期間内に完了している工事を評価する。
- ②評価対象工事は、当該工事と同じ格付工種に該当する代表的なものを1件記載する。
- ③確認根拠書類として工事成績評定点通知書の写し及びコリンズの写しを添付する。登録されていない工事を記載する場合は、当該工事に従事していたことを証明する資料を添付する。
- ④Ⅱ技術者の評価「17. 若手又は女性技術者の育成」、「18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「19. 配置予定技術者の工事成績評定点」、「20. 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組」、「21. 配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。  
 ただし、専任補助者を配置した場合は、「17. 若手又は女性技術者の育成」を除く評価項目について、専任補助者を評価対象とする。  
 また、「17. 若手又は女性技術者の育成」の評価に際し、専任補助者でない現場代理人で配置する場合は、「18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「19. 配



置予定技術者の工事成績評定点」、「20. 配置予定 技術者の継続教育（CPD）の取組」、「21. 配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。

- ⑤技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない等で、資格等の要件を満たす複数の技術者（現場代理人を含む）を申請する場合は、技術者の評価点が最小となる者を企業が選定し、評価対象者として記載する。
- ⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、各構成員において、⑤による評価点が最小となる者を企業が選定し、その中で評価点の最も高い者が評価対象者として記載する。

**20. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組**  
**※専任補助者を配置した場合、専任補助者の継続教育（CPD）の取組**

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去2年間の継続教育（CPD）の取得状況	a. 継続教育（CPD）の証明有り （各団体推奨単位以上の取得実績）	1.0	1.0
	b. 継続教育（CPD）の証明有り （各団体推奨単位の1/2以上の取得実績）	0.5	
	c. 継続教育（CPD）の証明無し 又は各団体推奨単位の1/2未満	0.0	

評価のポイント：配置予定技術者（監理技術者等）の継続教育（CPD）への取り組みを評価する。

**評価に関する運用事項**

- ①継続教育（CPD）は、建築、建築機械設備及び建築電気設備工事については、建築CPD運営会議に加盟している団体が発行する継続教育証明書（以下、「証明書」という）を評価の対象とする。
- ②上記以外の工事については、建設系CPD協議会に加盟している団体が発行する証明書を評価の対象とする。
- ③CPD単位登録証明書は技術資料提出期限日から1年以内に発行されたものを有効とする。
- ④継続教育（CPD）の実績は、疫病等による影響を考慮し、当面の間、前2カ年度（R3及びR4）又は証明書発行日以前の2年間（②の期間内に証明対象期間を含む2年間）を有効とする。なお、配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができるものとする。

例)

推奨単位	証明書	判定	配点
1年間で必要な ユニット数：30	R3取得単位数 20ユニット	20+15=35(≧30ユニット) ※過去2年間で有効とする	1.0点
	R4取得単位数 15ユニット		

- ⑤複数年での取得証明の場合で内訳が証明できない場合には、直近5カ年を限度として、各団体の推奨単位（必要な単位）で比較するものとする。

例)

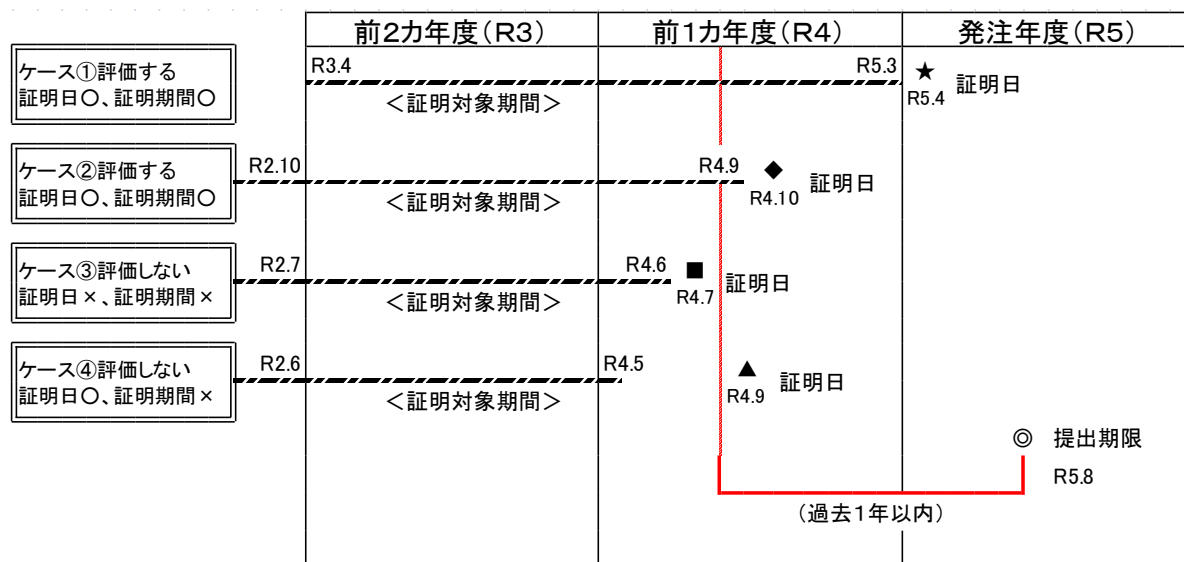
推奨単位	証明書	判定	配点
1年間で必要な ユニット数：20	54ユニット (3年間)	54÷3=18	1.0点
		18×2年=36(≧20ユニット)	
3年間で必要な ユニット数：150	54ユニット (1年間)	54×3=162(≧150ユニット)	1.0点

- ⑥秋田県実施の技術力研修で発行する「継続教育（CPD）非加入者用受講証明書」は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会の推奨単位を取得したものとして取り扱う。
- ⑦専任補助者を配置する場合は、当手引きP.8「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を確認すること。

### 技術資料作成時の留意事項

- ①記載する単位は、各団体が発行する継続教育証明書があるものに限定する。
- ②学習履歴を証明する証明書の写しを添付する。
- ③休業により評価対象期間を延長しようとする場合は、休業期間を証明する当時の書類（〇〇休業申請書等）の写しを提出すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。この場合、延長した期間内に取得している単位を評価する。
- ④Ⅱ技術者の評価「17. 若手又は女性技術者の育成」、「18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「19. 配置予定技術者の工事成績評定点」、「20. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組」、「21. 配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。  
ただし、専任補助者を配置した場合は、「17. 若手又は女性技術者の育成」を除く評価項目について、専任補助者を評価対象とする。  
また、「17. 若手又は女性技術者の育成」の評価に際し、専任補助者でない現場代理人で配置する場合は、「18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「19. 配置予定技術者の工事成績評定点」、「20. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組」、「21. 配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。
- ⑤技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない等で、資格等の要件を満たす複数の技術者（現場代理人を含む）を申請する場合は、技術者の評価点が最小となる者を企業が選定し、評価対象者として記載する。
- ⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、各構成員において、⑤による評価点が最小となる者を企業が選定し、その中で評価点の最も高い者が評価対象者として記載する。

### 【継続教育（CPD）の証明書と評価期間の関係】



★ケース①： 証明書発行日が技術資料提出期限日の過去1年以内、かつ証明対象期間が前2カ年度のため、評価する

◆ケース②： 証明書発行日が技術資料提出期限日の過去1年以内、かつ証明対象期間が発行日以前の2年間のため、評価する

■ケース③： 証明書発行日が技術資料提出期限日の過去1年以内になく、証明対象期間が発行日以前の2年間ではないため、評価しない

▲ケース④： 証明書発行日が技術資料提出期限日の過去1年以内にはあるが、証明対象期間が発行日以前の2年間ではないため、評価しない

**2 1. 配置予定技術者の保有資格**  
**※専任補助者を配置した場合、専任補助者の保有資格**

評価内容	評価基準	基準配点	得点
配置予定技術者 (監理技術者等)の 保有資格	a. ○○○○士(△△△△者) の資格を有する	2.0	2.0
	b. ○○○○士(△△△△者) の資格を有する	1.0	
	c. 上記資格を有しない	0.0	

評価のポイント：配置予定技術者(監理技術者等)の主要工種に関する保有資格を評価する。

**評価に関する運用事項**

○「建築」については必須項目、「標準及び法面」については、「工種別設定評価項目」である。

- ①品質向上の観点から、主要工種に求められる専門性を評価する。
- ②求める資格によっては、中間配点(1点)を設定しない。
- ③工事内容及び規模に応じ、配置予定技術者の保有資格を評価項目として設定する。
  - 1)コンクリート主任技士、コンクリート技士
  - 2)コンクリート診断士、一級構造物診断士、土木鋼構造診断士
  - 3)舗装施工管理技術者
  - 4)のり面施工管理技術者
  - 5)地すべり防止工事士
  - 6)構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士
  - 7)プレストレストコンクリート技士
  - 8)その他(必要に応じて工事毎に評価基準を設定する)
- ④主要工種の工事内容や規模に応じた保有資格の設定基準を別表-1に示す。
- ⑤専任補助者を配置する場合は、当手引きP.8「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を確認すること。

**技術資料作成時の留意事項**

- ①当該配置予定技術者が保有する資格を証明する資料(資格証の写し等)を添付する。
- ②Ⅱ技術者の評価「17. 若手又は女性技術者の育成」、「18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「19. 配置予定技術者の工事成績評定点」、「20. 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組」、「21. 配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。  
 ただし、専任補助者を配置した場合は、「17. 若手又は女性技術者の育成」を除く評価項目について、専任補助者を評価対象とする。  
 また、「17. 若手又は女性技術者の育成」の評価に際し、専任補助者でない現場代理人で配置する場合は、「18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「19. 配置予定技術者の工事成績評定点」、「20. 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組」、「21. 配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。
- ③技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない等で、資格等の要件を満たす複数の技術者(現場代理人を含む)を申請する場合は、技術者の評価点が最小となる者を企業が選定し、評価対象者として記載する。

④共同企業体の結成を要件とする場合は、各構成員において、③による評価点が最小となる者を企業が選定し、その中で評価点の最も高い者が評価対象者として記載する。

別表－１ 配置予定技術者の保有資格及び主要材料の管理体制の設定基準

主要工種	工事規模等	評価する保有資格と配点	評価する管理体制と配点
①鉄筋コンクリート工	重要構造物 <sup>※1)</sup> のうち、新設工事	◇コンクリート主任技士 2点 ◇コンクリート技士 1点 ◇資格無し 0点 ※PC工事の場合は次を設定 ◇プレストレストコンクリート技士 2点 ◇資格無し 0点	◆コンクリートプラント ◇自社所有 2点 ◇共同出資 1点 ◇所有していない 0点
	重要構造物 <sup>※1)</sup> のうち、補修・補強工事	※工事の条件等により次のどちらかを設定 ◇コンクリート診断士 又は一級構造物診断士 2点 ◇資格無し 0点 ◇コンクリート主任技士 2点 ◇コンクリート技士 1点 ◇資格無し 0点	
	コンクリート体積が200m <sup>3</sup> 以上の工事	◇コンクリート主任技士 2点 ◇コンクリート技士 1点 ◇資格無し 0点	◆コンクリートプラント ◇自社所有 2点 ◇共同出資 1点 ◇所有していない 0点
②無筋コンクリート工	コンクリートえん堤工を含む工事 <sup>※2)</sup>	◇コンクリート主任技士 2点 ◇コンクリート技士 1点 ◇資格無し 0点	
③鋼構造物	補修・補強工事	◇土木鋼構造診断士 又は一級構造物診断士 2点 ◇資格無し 0点	
④舗装工	すべて対象	◇一級舗装施工管理技術者 2点 ◇二級舗装施工管理技術者 1点 ◇資格無し 0点	●アスファルトプラント <sup>※3)</sup> ○自社所有 2点 ○共同出資 1点 ○所有していない 0点
⑤法面工	法面緑化工 <sup>※4)</sup> 、吹付砕工、モルタル・コンクリート吹付工、金網・繊維ネット張工、連続繊維補強土工又は長繊維補強土工	◇のり面施工管理技術者 2点 ◇資格無し 0点	
⑥地すべり防止工	すべて対象	◇地すべり防止工事士 2点 ◇資格無し 0点	
⑦建築工事	すべて対象	◇構造設計一級建築士 2点 ◇設備設計一級建築士 2点 ◇建築設備士 1点 ◇資格無し 0点	(建築一式工事) (機械・電気設備工事) (機械・電気設備工事)

※1) 重要構造物とは、高さ5m以上のRC擁壁、内空断面25m<sup>2</sup>以上のRCボックス類、橋梁上部工・下部工、トンネル、高さ3m以上の堰、水門、樋門、下水道処理場及びポンプ場(土木工事)である

※2) 本堤、副堤、垂直壁、側壁、水叩きのいずれも対象とする。ただし、床固工は、単独床固工、溪流保全工上流端の床固工のみを対象とする(渓床堆積物の流出防止を有するものに限定する)

※3) 瀝青安定処理合材を含むアスファルト合材使用量の合計が300t以上の場合設定

※4) 種子吹付工及び厚層基材吹付工を含む

※5) 工事の規模や条件等により、設定が変更となる場合がある

## 2.2. 登録基幹技能者等の配置

評価内容	評価基準	基準配点	得点
当該工事における登録基幹技能者等の配置	a. 登録〇〇基幹技能者の配置	1.0	1.0
	b. 〇〇士等の配置	0.5	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：当該工事に登録基幹技能者等を配置する場合に評価する。

### 評価に関する運用事項

- ①本評価項目は、「工種別設定評価項目」であり、登録基幹技能者等が当該工事の作業内容に該当している場合に設定する。
- ②登録基幹技能者（建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習の修了者）、技能士（職業能力開発促進法の技能検定合格者）及び登録基幹技能者講習受講要件に含まれる資格等保有者（以下、「登録基幹技能者等」という）を評価対象とする（建設マスターを除く）。
- ③発注工事種別毎の評価対象登録基幹技能者等の目安は別表-5のとおりとし、該当する登録基幹技能者等を受注者が自己申告するものとする。
- ④申告した登録基幹技能者等が別表-5の発注工事種別に該当しない場合であっても、当該工事内に該当する工種が含まれる場合は評価対象とする。
- ⑤公共建築工事標準仕様書の適用工事については、当該工事の「建築工事特記仕様書」で指定する技能士に関連する登録基幹技能者の配置のみを評価する（b. 〇〇士等の配置は評価しない）。
- ⑥当該工事に評価対象の登録基幹技能者等を1名以上配置することを評価する（元請け・下請けを問わない）。
- ⑦本工事における配置予定技術者（監理技術者等又は現場代理人）として申請する技術者は評価対象としない。
- ⑧共同企業体の結成を要件とする場合は、共同企業体全体として評価基準を満たしていれば良い。
- ⑨登録基幹技能者等は常駐を求めるものではないが、当該工事への関与が認められなければならない。
- ⑩受注者は当該登録基幹技能者等の関与の状況が確認できる適切な書類（※）を監督職員に提出しなければならない。  
（※）登録基幹技能者等の立場により提出書類は異なる。  
提出書類の例：作業手順書、指示書、安全日誌、安全日報、従事状況写真など
- ⑪監督職員は⑩の書類や現場での確認により、履行状況を確認する。
- ⑫受注者は、登録基幹技能者等の「種目および修了証番号」（技能士の場合は「職種、実技試験科目及び合格証書番号」、登録基幹技能者講習受講要件に含まれる資格等保有者の場合は「資格、講習等の名称」）、「氏名」、「所属」、「配置する作業内容と従事予定期間」を施工計画書に記載しなければならない。
- ⑬契約期間内に登録基幹技能者講習修了証の更新期限を迎える場合は、更新後の修了証の写し及び変更施工計画書を監督職員に提出すること。
- ⑭当該評価項目で加点対象となり履行がなされなかった場合は、ペナルティ等の対象とする（工事成績評定点は5点減点）。

**技術資料作成時の留意事項**

- ①当該工事の「本工事費内訳書」、「工事費明細書」（設計図書のコバキ設計書）等の写しを添付し、申告する登録基幹技能者等を配置する作業内容が確認できるよう、添付資料上に示すこと。
- ③受注者は、施工計画書に上記運用事項⑫に示す項目を記載するとともに、作業手順書、指示書、連絡調整文書、安全日誌、安全日報などにより、登録基幹技能者等が当該作業へ従事していることを証明すること。



## 別表－５ 登録基幹技能者等 適用発注工事種別一覧

○下表は評価の目安であり、当該工事の作業内容に該当しない登録基幹技能者等の配置は評価しないこととする。

○発注者は、申告された登録基幹技能者等が当該工事の作業内容に適したものであるかを、「本工事費内訳書」、「工事費明細書」により確認すること。

No.	登録基幹技能者 【配点 2点】	該当となる工事種別													技能者及び 登録基幹技能者講習受講要件に含まれる資格等 【配点 1点】 ※公共建築工事標準仕様の適用工事の場合は 対象外								
		一 般 土 木	P C	と び ・ 土 工	し ゆ ん せ つ	法 面 処 理	建 築 一 式	電 気 備 用	衛 生 設 備	給 水 配 管	鋼 構 造	ほ ろ 造	一 般 塗 装	路 面 標 示		機 械 器 具 設 置	電 気 通 信	造 園	さ く 井	上 下 水 道 施 設	解 体		
1	登録電気工事基幹技能者						●								●	●							第1種電気工事士
2	登録橋梁基幹技能者			●						●													鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者 足場の組立等作業主任者技能講習修了者 玉掛技能講習修了者
3	登録造園基幹技能者																●						1級造園技能士、1級造園施工管理技士
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	●	●	●		●																	1級コンクリート圧送施工技能士
5	登録防水基幹技能者					●																	1級防水施工技能士
6	登録トンネル基幹技能者	●		●																			発破技師 火薬類取扱保安責任者(甲または乙) 土木施工管理技士(1級・2級)
7	登録建設塗装基幹技能者					●						●											1級建築塗装技能士、1級鋼橋塗装技能士
8	登録左官基幹技能者					●																	1級左官技能士 職業訓練指導員(左官職種) 1級建築施工管理技士・2級建築施工管理技士(仕上げ)
9	登録機械土工基幹技能者	●		●																			建設機械整備技能士 職業訓練指導員(土木施工・建設機械運転及び整備) 建設機械施工技士(1級・2級) 施工管理技士(土木・建築・管工事・造園)(1級・2級)
10	登録海上起重基幹技能者				●																		海上起重作業管理技士
11	登録PC基幹技能者		●	●																			コンクリート架橋等作業主任者 土木施工管理技士(1級・2級) 建築施工管理技士(1級・2級)
12	登録鉄筋基幹技能者	●	●			●																	1級鉄筋技能士
13	登録圧接基幹技能者	●	●			●																	手動ガス圧接技量資格(3種・4種) 高分子天然ガス圧接技量資格(3種・4種)
14	登録型枠基幹技能者	●	●			●																	1級型枠施工技能士 土木施工管理技士(1級・2級) 建築施工管理技士(1級・2級)
15	登録配管基幹技能者					●	●								●								1級配管技能士
16	登録薦・土工基幹技能者	●	●	●	●	●				●										●			1級とび技能士 土木施工管理技士(1級・2級) 建築施工管理技士(1級・2級)
17	登録切断穿孔基幹技能者	●		●																			コンクリート等切断穿孔技能審査(厚生労働省認定)
18	登録内装仕上工事基幹技能者					●																	1級内装仕上施工技能士 建築施工管理技士(1級・2級)
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者					●																	1級サッシ施工技能士 1級カーテンウォール技能士
20	登録エクステリア基幹技能者			●		●											●						1級ブロック建築技能士 土木施工管理技士(1級・2級) 建築施工管理技士(1級・2級) 造園施工管理技士(1級・2級)
21	登録建築板金基幹技能者					●																	1級建築板金技能士 職長・安全衛生責任者教育講習修了者 アーク溶接作業主任者特別講習修了者 玉掛技能講習修了者 高所作業車運転技能講習修了者
22	登録外壁仕上基幹技能者					●																	外壁仕上一級技能者
23	登録ダクト基幹技能者					●	●								●								1級建築板金技能士(ダクト板金) 管工事施工管理技士(1級・2級)
24	登録保温保冷基幹技能者					●	●																1級熱絶縁施工技能士
25	登録グラウト基幹技能者	●		●																			1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(薬液注入) 2級土木施工管理技士(土木) ジェットグラウト技士
26	登録冷凍空調基幹技能者					●	●																1級冷凍空調機器施工技能士(冷凍空調機器施工作業)

No.	登録基幹技能者 【配点 2点】	該当となる工事種別													技能士及び 登録基幹技能者講習受講要件に含まれる資格等 【配点 1点】 ※公共建築工事標準仕様書の適用工事の場合は 対象外				
		一 般 土 木	P C	と び ・ 土 工	し ゆ ん せ つ	法 面 処 理	建 築 一 式	電 気 配 線 工 事	給 排 水 設 備 工 事	鋼 構 造 物 装 飾	ほ ろ 装 飾	一 般 装 飾	路 面 標 識	機 械 器 具 設 置		電 気 通 信	造 園	さ く 井	上 下 水 道 施 設
27	登録運動施設基幹技能者																		運動施設施工技士
28	登録基礎工基幹技能者	●		●		●													土木施工管理技士(1級・2級) 建築施工管理技士(1級・2級) 建設機械施工技士(1級・2級) 基礎施工士
29	登録タイル張り基幹技能者					●													1級タイル張り技能士
30	登録標識・路面標示基幹技能者			●						●	●	●							土木施工管理技士(1級・2級) 玉掛け技能講習修了者 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 高所作業車運転技能講習修了者 路面標示施工技能士
31	登録消火設備基幹技能者						●	●	●				●	●					消防設備士(甲種第1類・2類・3類) 消防設備士(乙種第1類・2類・3類) 消防設備点検資格者(第1種)
32	登録建築大工基幹技能者					●													1級建築大工技能士 枠組壁建築技能士 建築施工管理技士(1級・2級) 木造建築士(1級・2級) プレハブ建築マイスター
33	登録硝子工事基幹技能者					●													1級建築施工管理技士・2級建築施工管理技士(仕上げ) 1級ガラス施工技能士
34	登録ALC基幹技能者					●													エーエルシーパネル施工技能士
35	登録土工基幹技能者	●		●															建設機械施工技士 職業訓練指導員 発破技士もしくは火薬類取扱保安責任者 実施機関が定める技能講習
36	登録ウレタン断熱基幹技能者					●													一級熱絶縁施工技能士(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)
37	登録発破・破砕基幹技能者	●		●															建設機械施工管理技士(1級・2級) 土木施工管理技士(1級・2級) 職業訓練指導員 発破技士もしくは火薬類取扱保安責任者
38	登録建築測量基幹技能者					●													測量士、建築施工管理技士(1級・2級) 建築士(1級・2級)
39	登録解体基幹技能者	●				●												●	解体工事施工技士(建設業法施行規則に基づく) 1級建築施工管理技士(登録解体工事講習修了者) 1級土木施工管理技士(登録解体工事講習修了者) 一般建築物石綿含有建材調査者
40	登録圧入工基幹技能者	●		●															土木施工管理技士(1級・2級) 建築施工管理技士(1級・2級) 建設機械施工管理技士(1級・2級) 圧入施工技士(1級・2級)

登録基幹技能者については下記の(一財)建設業振興基金ホームページを参照。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/>



## 総合評価落札方式（実績等評価項目）の審査に伴い提出が必要な確認根拠資料

評価項目	提出が必要な確認根拠資料	確認
10. 企業の資金水準向上に向けた取組	①対象となる年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの写し ②中小企業等の場合は、本様式に、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」の写し ③評価ケース（2）、（3）、（4）の場合は、資金引き上げに係る実績確認について【別記様式2】の第三者の確認書類の写し ※合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写し及び官報（合併の公告）の写しを添付	<input type="checkbox"/>
11. 主要材料の製造・施行の管理体制	①プラントの所有若しくは共同出資所有を示す書類の写し	<input type="checkbox"/>
12. 船舶の所有状況	①評価対象船舶の所有を示す書類（船舶検査証等）の写し ※賃貸の場合は、賃貸契約であることを示す賃貸契約書の写しを添付	<input type="checkbox"/>
13. 舗装機械の所有状況	①評価対象機械の所有を示す書類（自動車検査証等）の写し ※リースの場合は、賃貸契約であることを示す賃貸契約書の写しを添付	<input type="checkbox"/>
14. 建設解体機械の所有状況	①評価対象機械の所有を示す書類（特定自主検査等）の写し ※リースの場合は、賃貸契約であることを示す賃貸契約書の写しを添付	<input type="checkbox"/>
15. 公共土木施設の維持管理業務の実績	①業務委託契約書の写し等契約実績がわかる資料 ※共同企業体で契約した実績については、共同企業体協定書の写し ※合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写し及び官報（合併の公告）の写しを添付	<input type="checkbox"/>
16. 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止	無し ※評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写し及び官報（合併の公告）の写しを添付	<input type="checkbox"/>
17. 若手又は女性技術者の育成	無し ※現場代理人への配置で申請する場合は、配置技術者の氏名、生年月日及び性別を確保できる資料（健康保険被保険者証等の写し）を添付	<input type="checkbox"/>
18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績	①コリンズの写し ※登録されていない工事を記載する場合は、記載した工事の「現場代理人・主任（監理）技術者選任届」又は、その工事と配置予定技術者との技術的な関わりが判断できる資料（施工体系図等）を添付	<input type="checkbox"/>
19. 配置予定技術者の工事成績評定点	①工事成績評定点通知書の写し ②コリンズの写し ※登録されていない工事を記載する場合は、当該工事に従事していたことを証明する資料を添付	<input type="checkbox"/>
20. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組	①学習履歴を証明する証明書の写し（各団体が発行する継続教育証明書があるものに限定）	<input type="checkbox"/>
21. 配置予定技術者の保有資格	①資格を証明する書類の写し	<input type="checkbox"/>
22. 当該工事における登録基幹技能者等の配置	①当該工事の「本工事費内訳書」、「工事費明細書（設計図書の花抜き設計書）」等に、申告する登録基幹技能者等を配置する作業内容が確認出来るよう示し、添付	<input type="checkbox"/>
<b>【準県内企業の場合】</b>		確認
	①建設業許可通知書の写し	<input type="checkbox"/>
	②秋田県内にある営業所等の社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。）の名簿（提出日現在の住所、氏名、生年月日、県内営業所の合計社員数及び県内居住者の合計社員数が記載されたもの）	<input type="checkbox"/>
	③秋田県内にある営業所等の社員の健康保険被保険者証の写し（高齢者等により提出できない場合にあっては、職員の常勤性を確認できる書類）	<input type="checkbox"/>
	④秋田県内にある営業所等の社員のうち、県内に居住する者の直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し（氏名、住所、発行年月日及び発行市町村名がわかる部分）又は住民票（提出日の3ヶ月以内の発行、及び個人番号が記載されていないものに限る）の写し	<input type="checkbox"/>
	⑤建設業許可申請書（受付印のあるもの）の写し及び同申請書別紙2 営業所一覧表の写し	<input type="checkbox"/>

(総合評価落札方式【建設工事】「実績等評価項目」様式)

評価方式【選択】

工事番号・工事名:

会社名:

基準配点合計	46.0000点
評価点合計	-3.0000点
技術評価点	-1.3043点

【記入にあたっての留意事項】

○「秋田県総合評価落札方式(建設工事)運用の手引き」の評価項目の内容、評価基準、運用事項等を十分に確認し、記載間違いや記入漏れのないよう注意して下さい。様式の当該評価項目に必要な記載がない項目については評価点を当該項目の基準配点の最低点としますので、正しく評価点が入力されているか確認して下さい。

○「採用」欄については、工事発注概要書Cを確認の上、採用されている評価項目を「○」、採用されていない評価項目を「-」を選択して下さい。

採用	評価項目	基準配点 (満点)	評価点 (加算点)	自己評価欄※自己評価点は、各評価項目の上限值となる。			
○	1. 企業の同種工事の施工実績【手引き P19～P20】	2.0	0.0	発注者【入力】			評価基準 【選択】
				工事番号・工事名【入力】			
				契約工期(対象:過去15年間)【入力】 (入力例:R〇.5.1～R〇.3.31)		～	
				工事内容【入力】 (定義された同種又は類似工事の工法、数量等)			
				工事実績情報システム(コリス)登録番号【入力】※登録が無い場合は、「登録無し」を入力			
○	2. 企業の同格付工種における工事成績評定点【手引き P21】	3.0	-1.0	同格付工種【選択】 当該工事と同じ格付工種			評価基準 【選択】
				企業平均評定点(対象:過去1年間)【入力】 「過去1年間」の県発注工事の成績評定点の平均点		点	
○	3. (I)企業の優良工事表彰【手引き P22】	1.0	0.0	受賞年度(対象:過去2年間)【入力】 「過去2年間」に受賞した表彰実績			評価基準 【選択】
				受賞格付工種【選択】			
○	3. (II)企業の優良工事表彰【手引き P23】	1.0	0.0	受賞年度(対象:過去2年間)【入力】 「過去2年間」に受賞した表彰実績			評価基準 【選択】
				受賞格付工種【選択】			
○	4. 企業の建設キャリアアップシステム(CCUS)への取組【手引き P24～P27】	1.0	0.0	企業におけるCCUS事業者登録の有無			評価基準 【選択】
				当該工事におけるCCUS活用の有無【履行義務】			評価基準 【選択】
○	5-1. 主たる営業所の所在【手引き P28】 【標準】※法面工事及び建築工事を除く	2.0	0.0	企業の主たる営業所の所在について評価。			評価基準 【選択】
○	5-2. 主たる営業所の所在【手引き P29】 【法面工事の場合のみ】	2.0	0.0	企業の主たる営業所の所在について評価。			評価基準 【選択】
○	5-3. 主たる営業所の所在【手引き P30】 【建築工事の場合のみ】	2.0	0.0	企業の主たる営業所の所在について評価。			評価基準 【選択】
○	6. 災害協定に基づく活動実績【手引き P31】	1.0	0.0	災害協定に基づく応急対策業務の活動実績 (対象:過去5年間)			評価基準 【選択】
				活動場所			
○	7. 企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組 《評価項目①》女性技術者の在籍【手引きP32～P35】	4.0	0.0	女性技術者の氏名【入力】			評価基準 【選択】
				保有資格【入力】			【選択】
				雇用種別【選択】	雇用者の氏名【入力】	雇用開始年月日【入力】	評価基準 【選択】
				ワークライフバランス企業認定等【選択】			【選択】
	《評価項目②》新卒者又は離職者の雇用実績【手引きP32～P35】						
	《評価項目③》ワークライフバランス企業認定等の取得【手引きP32～P35】						
	《評価項目④》職業体験等の実施【手引きP32～P35】			職業体験等実施について評価(過去2年間)			評価基準 【選択】
○	8. モデル工事等への取組【手引き P36～P37】	3.0	0.00	ICT活用工事の実施証明書がある場合に評価。(発行日から2年以内)			評価基準 【選択】
0.00			週休2日制工事の実施証明書がある場合に評価。(発行日から2年以内)			評価基準 【選択】	
0.00			女性技術者活躍工事の実施証明書がある場合に評価。(発行日から2年以内)			評価基準 【選択】	
○	9. 企業の労働環境に関する姿勢【手引き P38】	1.0	0.0	企業の週休2日制度導入がある場合に評価。			評価基準 【選択】

(総合評価落札方式【建設工事】「実績等評価項目」様式)

評価方式【選択】

工事番号・工事名:

会社名:

基準配点合計	46.0000点
評価点合計	-3.0000点
技術評価点	-1.3043点

[記入にあたっての留意事項]

○「秋田県総合評価落札方式(建設工事)運用の手引き」の評価項目の内容、評価基準、運用事項等を十分に確認し、記載間違いや記入漏れのないよう注意して下さい。様式の当該評価項目に必要な記載がない項目については評価点を当該項目の基準配点の最低点とします。正しく評価点が入力されているか確認して下さい。

○「採用」欄については、工事発注概要書Cを確認の上、採用されている評価項目を「○」、採用されていない評価項目を「-」を選択して下さい。

採用	評価項目	基準配点 (満点)	評価点 (加算点)	自己評価欄※自己評価点は、各評価項目の上限值となる。						
				支払年 【入力】	支払金額(円)【入力】	人員(人) 【入力】	一人当支払額(円)	評価基準 【選択】		
○	10. 企業の賃金水準向上に向けた取組【手引き P39～P41】	2.0	0.0				#DIV/0!			評価基準 【選択】
							#DIV/0!			
				増加率(%)			#DIV/0!			
○	11. 主要材料の製造・施行の管理体制(コンクリート又はアスファルト)【手引き P42】	2.0	0.0	保有形態【選択】 「履行義務」	プラント名【入力】	プラント～現場までの距離(km)【入力】		評価基準 【選択】		
○	12. 船舶の所有状況【手引き P44】	2.0	0.0	起重機船、クレーン付き台船、台船、土運船について、手引き(別表)に掲げる規格船舶の所有がある場合に評価。						評価基準 【選択】
○	13. 舗装機械の所有状況【手引き P45】	2.0	0.0	舗装機械(①ロードローラ、②タイヤローラ、③アスファルトフィニッシャー)の所有がある場合に評価。						評価基準 【選択】
○	14. 建設解体機械の所有状況【手引き P46】	2.0	0.0	建物解体専用機、アタッチメントの所有がある場合に評価。						評価基準 【選択】
○	15. 公共土木施設の維持管理業務の実績【手引き P47】	1.0	0.0	発注者【入力】	契約工期(対象:過去5年間)【入力】 (入力例:R〇.4.1～R〇.3.31)		～	評価基準 【選択】		
				契約業務番号・業務名【入力】						
○	16. 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止【手引き P48】	0.0	-2.0	措置の種類(過去1年間)【選択】			通知年月日【入力】		評価基準 【選択】	
○	17. 若手・女性技術者の育成【手引きP49～P50】	2.0	0.0	コリンズID【入力】	配置予定技術者の氏名【入力】	技術資料提出期限日時点の年齢【入力】	性別	配置予定技術者の役割【選択】	評価基準 【選択】	
○	18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績※監理技術者等【手引き P51～P52】	2.0	0.0	配置予定技術者の氏名【入力】(複数申請の場合は評価の低い者1名のみ)※専任補助者を配置する場合、専任補助者の氏名を記載						評価基準 【選択】
				発注者【入力】		工事番号・工事名【入力】				
				契約工期(対象:過去15年間)【入力】 (入力例:R〇.5.1～R〇.3.31)		～	工事実績情報システム(コリンズ)登録番号【入力】※登録が無い場合は、「登録無し」を入力			
○	19. 配置予定技術者の工事成績評定※施工実績と同技術者を評価【手引き P53～P54】	3.0	0.0	同格付工種【選択】		技術者の最高評定点(過去5年間)【入力】			評価基準 【選択】	
○	20. 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組※施工実績と同技術者を評価【手引き P55～P56】	1.0	0.0	加盟している継続教育の団体名(対象:過去2年間)【入力】		(A)推奨単位数【入力】	(B)習得単位数【入力】	習得率(B)÷(A)	評価基準 【選択】	
○	21. 配置予定技術者の保有資格※施工実績と同技術者を評価【手引き P57～P59】	2.0	0.0	配置予定技術者の主要工種に関する保有資格がある場合に評価。						評価基準 【選択】
○	22. 当該工事における登録基幹技能者等の配置【手引き P60～P63】	2.0	0.0	登録基幹技能者等氏名【入力】	配置予定資格【入力】 「履行義務」	作業内容【入力】 本工事費内訳書等に記載の工種(細目)を入力			評価基準 【選択】	

評価方式【選択】	簡易型 (I 型)
工事番号・工事名:	05-SD105-00 ●●工事
会社名:	(株)●●建設

基準配点合計	46.0000点
評価点合計	46.0000点
技術評価点	20.0000点

[記入にあたっての留意事項]

○「秋田県総合評価落札方式(建設工事)運用の手引き」の評価項目の内容、評価基準、運用事項等を十分に確認し、記載間違いや記入漏れのないよう注意して下さい。様式の当該評価項目に必要な記載がない項目については評価点を当該項目の基準配点の最低点となりますので、正しく評価点が入力されているか確認して下さい。

○「採用」欄については、工事発注概要書を確認の上、採用されている評価項目を「○」、採用されていない評価項目を「-」を選択して下さい。

採用	評価項目	基準配点 (満点)	評価点 (加算点)	自己評価欄※自己評価点は、各評価項目の上限値となる。				
○	1. 企業の同種工事の施工実績【手引き P19～P20】	2.0	2.0	発注者【入力】	秋田県秋田地域振興局建設部			評価基準【選択】 a: 同種工事の施工実績がある
				工事番号・工事名【入力】	04-XX10-ZZ ●●工事			
				契約工期(対象:過去15年間)【入力】 (入力例:R〇.5.1～R〇.3.31)	R5.4.1	～	R5.12.27	
				工事内容【入力】 (定義された同種又は類似工事の工法、数量等)	道路側溝据付工 L=300m			
				工事実績情報システム(コリンズ)登録番号【入力】※登録が無い場合は、「登録無し」を入力	ka00000000			
○	2. 企業の同格付工種における工事成績評定点【手引き P21】	3.0	3.0	同格付工種【選択】 当該工事と同じ格付工種	一般土木			評価基準【選択】 a: 85点以上
				企業平均評定点(対象:過去1年間)【入力】 「過去1年間」の県発注工事の成績評定点の平均点	86.0	点		
○	3. (I)企業の優良工事表彰【手引き P22】	1.0	1.0	受賞年度(対象:過去2年間)【入力】 「過去2年間」に受賞した表彰実績	令和4年度			評価基準【選択】 a: 表彰の実績有り
				受賞格付工種【選択】	一般土木			
○	3. (II)企業の優良工事表彰【手引き P23】	1.0	1.0	受賞年度(対象:過去2年間)【入力】 「過去2年間」に受賞した表彰実績	令和4年度			評価基準【選択】 a: 秋田県優良工事表彰の実績有り
				受賞格付工種【選択】	一般土木			
○	4. 企業の建設キャリアアップシステム(CCUS)への取組【手引き P24～P27】	1.0	1.0	企業におけるCCUS事業者登録の有無	評価基準【選択】 a: 「事業者登録」有り			
				当該工事におけるCCUS活用の有無【履行義務】	評価基準【選択】 a: 「活用の申告」有り			
○	5-1. 主たる営業所の所在【手引き P28】 【標準】※法面工事及び建築工事を除く	2.0	2.0	企業の主たる営業所の所在について評価。	評価基準【選択】 公募対象: 標準「JV」かつ全県又はブロック＝「a: 構成員のすべてが管内」			
○	5-2. 主たる営業所の所在【手引き P29】 【法面工事の場合のみ】	2.0	2.0	企業の主たる営業所の所在について評価。	評価基準【選択】 公募対象: 法面4千万以上「JV」＝「a: 構成員のすべてがブロック内」			
○	5-3. 主たる営業所の所在【手引き P30】 【建築工事の場合のみ】	2.0	2.0	企業の主たる営業所の所在について評価。	評価基準【選択】 公募対象: 建築「JV」＝「a: 構成員のすべてがブロック内」			
○	6. 災害協定に基づく活動実績【手引き P31】	1.0	1.0	災害協定に基づく応急対策業務の活動実績(対象:過去5年間)	被災状況の調査			評価基準【選択】 a: 応急対策業務の活動実績がある(工事箇所と同一管内の実績の場合)
				活動場所	北秋田管内			
○	7. 企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組	4.0	4.0	《評価項目①》 女性技術者の在籍【手引きP32～P35】	1.0	女性技術者の氏名【入力】	秋田 花子	評価基準【選択】 a: 監理又は主任技術者の資格を有する女性技術者が在籍している
				保有資格【入力】	1級土木施工管理技士			
				《評価項目②》 新卒者又は離職者の雇用実績【手引きP32～P35】	1.0	雇用種別【選択】	雇用者の氏名【入力】	評価基準【選択】 a: 新卒者又は離職者を2名以上の雇用実績有り
				新卒者雇用	●●●●	令和5年4月1日		
				離職者雇用	○○○○	令和5年4月1日		
				《評価項目③》 ワークライフバランス企業認定等の取得【手引きP32～P35】	1.0	ワークライフバランス企業認定等【選択】	秋田県男女共同参画社会づくり表彰 秋田県子ども・子育て支援知事表彰	評価基準【選択】 a: いずれか2つ以上の認定等実績有り
				《評価項目④》 職業体験等の実施【手引きP32～P35】	1.0	職業体験等実施について評価(過去2年間)	評価基準【選択】 a: 職業体験等実施の実績有り	
○	8. モデル工事等への取組【手引き P36～P37】	3.0	3.00	1.00	ICT活用工事の実施証明書がある場合に評価。(発行日から2年以内)			評価基準【選択】 a: フルICT活用工事の実施証明書を有している
1.00				週休2日制工事の実施証明書がある場合に評価。(発行日から2年以内)				
1.00				女性技術者活躍工事の実施証明書がある場合に評価。(発行日から2年以内)				
○	9. 企業の労働環境に関する姿勢【手引き P38】	1.0	1.0	企業の週休2日制度導入がある場合に評価。	評価基準【選択】 a: 完全週休二日制度を導入している			



評価方式【選択】	簡易型 (I 型)
工事番号・工事名:	05-SD105-00 ●●工事
会社名:	(株)●●建設

基準配点合計	46.0000点
評価点合計	46.0000点
技術評価点	20.0000点

[記入にあたっての留意事項]

○「秋田県総合評価落札方式(建設工事)運用の手引き」の評価項目の内容、評価基準、運用事項等を十分に確認し、記載間違いや記入漏れのないよう注意して下さい。様式の当該評価項目に必要な記載がない項目については評価点を当該項目の基準配点の最低点となりますので、正しく評価点が入力されているか確認して下さい。

○「採用」欄については、工事発注概要書Cを確認の上、採用されている評価項目を「○」、採用されていない評価項目を「-」を選択して下さい。

採用	評価項目	基準配点 (満点)	評価点 (加算点)	自己評価欄 ※自己評価点は、各評価項目の上限値となる。						
○	10. 企業の賃金水準向上に向けた取組 【手引き P39～P41】	2.0	2.0	支払年【入力】	支払金額(円)【入力】	人員(人)【入力】	一人当支払額(円)	評価基準 【選択】	a: 【中小企業】給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率1.50%以上	
令和3年度				264,685,000	31	8,538,226				
令和4年度				262,131,000	30	8,737,700				
増加率(%)				2.34						
○	11. 主要材料の製造・施行の管理体制(コンクリート又はアスファルト) 【手引き P42】	2.0	2.0	保有形態【選択】 【履行義務】	プラント名【入力】	プラント～現場までの距離(km)【入力】		評価基準 【選択】	a: 共通仕様書に定められた現場までの運搬に関する条件を満足する自社の「プラント」を所有している	
自社所有				●●プラント	20.0					
○	12. 船舶の所有状況 【手引き P44】	2.0	2.0	起重機船、クレーン付き台船、台船、土運船について、手引き(別表)に掲げる規格船舶の所有がある場合に評価。				評価基準 【選択】	a: 評価対象の船舶を3隻以上所有している	
○	13. 舗装機械の所有状況 【手引き P45】	2.0	2.0	舗装機械(①ロードローラ、②タイヤローラ、③アスファルトフィニッシャー)の所有がある場合に評価。				評価基準 【選択】	a: 舗装機械を各1台以上所有している	
○	14. 建設解体機械の所有状況 【手引き P46】	2.0	2.0	建物解体専用機、アタッチメントの所有がある場合に評価。				評価基準 【選択】	a: 建物解体専用機を1台以上、及びアタッチメントを2種類以上所有している	
○	15. 公共土木施設の維持管理業務の実績 【手引き P47】	1.0	1.0	発注者【入力】		秋田県秋田地域振興局建設部		評価基準 【選択】	a: 維持管理業務の契約実績がある(工事箇所と同一管内の実績の場合)	
契約工期(対象:過去5年間)【入力】 (入力例:RO.4.1～RO.3.31)				R5.4.1	～	R5.12.27				
契約業務番号・業務名【入力】				04-XX10-ZZ ●●維持管理業務						
○	16. 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止 【手引き P48】	0.0	0.0	措置の種類(過去1年間)【選択】		通知年月日【入力】		評価基準 【選択】	a: 措置無し	
措置無し				令和4年5月1日						
○	17. 若手・女性技術者の育成 【手引きP49～P50】	2.0	2.0	コリンズID【入力】	配置予定技術者の氏名【入力】	技術資料提出期限日時時点の年齢【入力】	性別	配置予定技術者の役割【選択】	評価基準 【選択】	a: 35歳未満の監理又は主任技術者への配置
015483				△△ △△	34	男	現場代理人			
○	18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績 ※監理技術者等 【手引き P51～P52】	2.0	2.0	配置予定技術者の氏名【入力】(複数申請の場合は評価の低い者1名のみ) ※専任補助者を配置する場合、専任補助者の氏名を記載		▲▲ ▲▲		評価基準 【選択】	a: 同種工事の施工実績がある	
発注者【入力】				秋田県秋田地域振興局建設部						
工事番号・工事名【入力】				04-XX10-ZZ ●●工事						
契約工期(対象:過去15年間)【入力】 (入力例:RO.5.1～RO.3.31)				R5.4.1	～	R5.12.27				
○	19. 配置予定技術者の工事成績評定 ※施工実績と同技術者を評価 【手引き P53～P54】	3.0	3.0	同格付工種【選択】		一般土木		評価基準 【選択】	a: 85点以上	
技術者の最高評定点(過去5年間)【入力】				86.0 点						
○	20. 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組 ※施工実績と同技術者を評価【手引き P55～P56】	1.0	1.0	加盟している継続教育の団体名(対象:過去2年間)【入力】		(A)推奨単位数【入力】	(B)習得単位数【入力】	習得率(B)÷(A)	評価基準 【選択】	a: 継続教育(CPD)の証明有り(各団体推奨単位数以上の取得実績)
●●協会				50	50	1.00				
○	21. 配置予定技術者の保有資格 ※施工実績と同技術者を評価 【手引き P57～P59】	2.0	2.0	配置予定技術者の主要工種に関する保有資格がある場合に評価。				評価基準 【選択】	一級舗装施工管理技術者を有する	
○	22. 当該工事における登録基幹技能者等の配置【手引き P60～P63】	2.0	2.0	登録基幹技能者等氏名【入力】	配置予定資格【入力】 【履行義務】	作業内容【入力】 本工事費内訳書等に記載の工種(細目)を入力		評価基準 【選択】	a: 登録基幹技能者の配置	
■ ■ ■				1級土木施工管理技士	土工					



(別記様式1)

## 職業体験等受入実施証明書

〇〇 年 月 日

証明者

様

申請者

商号又は名称  
代表者

秋田県工事総合評価落札方式の技術資料（職業体験等の実績を証明する書類）として  
利用するため、当社が次のとおり職業体験等の受け入れを実施したことを証明願います。

受入実施期間：〇〇 年 月 日 ～ 〇〇 年 月 日（ 日間）

受入営業所住所：

受入人数：	学年	名		
	学年	名		
	学年	名	合計	名

活動内容：  
(具体的に)

-----

上記内容のとおり、貴社から職業体験等（就業予定者の研修を除く）の受け入れについて  
協力を得たことを証明します。

〇〇 年 月 日

証明者

- ※1 学校等からの依頼でなく、企業の募集等により実施した職業体験等においては、参加者の代表  
又はその保護者等を証明者とする。
- ※2 証明者の身分等（役職・立場）を明記すること。  
例) 〇〇県立〇〇高等学校長、〇〇会代表〇〇〇〇、保護者代表〇〇〇〇 等
- ※3 本様式に、職業体験等の内容が具体的に確認できる資料（実施日、職業体験のプログラム、作業  
内容が分かる資料や写真など）を添付すること。

### 賃金引き上げに係る実績確認について

私は、●●株式会社が、令和X+1年(令和X+1年1月1日から令和X+1年12月31日まで)において、前年度(令和X年)と比較し、賃上げを実施したことを下表により確認いたしました。

(所見)

令和●年●月●日

(住所を記載)

(商号又は名称を記載)

(税理士又は公認会計士等を記載) 氏名 ○○ ○○ 印

【該当評価ケース】

- (2) 継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
- (3) 時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
- (4) 継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等で評価する場合

(単位:円)

		令和X年度 (前年度)	令和X+1年度 (当該年度)	該当評価 ケース
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の支払金額				—
控除可能な 給与総額	期間内の <b>役員</b> に支給した給与総額			(2)、(4)の場合入力
	期間内の <b>休職者</b> に支給した給与総額			(2)、(4)の場合入力
	期間内の <b>退職者</b> に支給した給与総額			(2)、(4)の場合入力
	期間内の <b>新規採用者</b> に支給した給与総額			(2)、(4)の場合入力
	外注や派遣社員等の <b>一時的な雇い入れによる労務費</b> の総額			(2)、(4)の場合入力
	一時金、賞与又は超過勤務手当等の総額			(3)の場合入力
	期間内の <b>正社員</b> に支給した基本給以外の給与総額			(4)の場合入力
賃上げ評価対象給与総額(円)				
評価対象社員数(人)				
一人当たり平均受給額(円/人)				
給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率(%)				

(別記様式4-1)

「簡易な施工計画書」

工事名:

企業名:

■対象テーマ

施工計画の内容

(留意事項)

○入札者は、次の点に留意して記載すること。

- ・提案された技術的所見は、総合評価の加点対象の有無に係わらず全て履行義務を伴うこと。
- ・提案する技術的所見が共通仕様書等の範疇を越えることを明らかにすること。
- ・あいまいな表現を避け、現地の環境条件を踏まえた具体的な技術的所見を提案すること。
- ・設定したテーマに対する有効な技術的所見を評価するため、技術的所見の内容に応じて項目に分けて提案すること。
- ・過大なコストをかけた技術的所見は評価の対象外となること。
- ・提案した内容が有効であることを証明する資料を添付すること。

(注)計画は本様式1枚(A4)にまとめること。(文字のポイントは10ポイント以上)  
対象課題を「工程管理」とする場合は、工程表(様式4-2)(A4)を使用のこと



工事名:
企業名:
担当者名:
TEL:

技術提案項目:〇〇〇〇

(留意事項)

○入札者は、次の点に留意して記載すること。

- ・提案された技術的所見は、総合評価の加点対象の有無に係わらず全て履行義務を伴うこと。
- ・提案する技術的所見が共通仕様書等の範疇を越えることを明らかにすること。
- ・あいまいな表現を避け、現地の環境条件を踏まえた具体的な技術的所見を提案すること。
- ・設定したテーマに対する有効な技術的所見を評価するため、技術的所見の内容に応じて項目に分けて提案すること。
- ・過大なコストをかけた技術的所見は評価の対象外となること。
- ・提案した内容が有効であることを証明する資料を添付すること。

添付書類

- 1 〇〇〇〇
- 2 〇〇〇〇
- 3 〇〇〇〇